

平成27年

第1回美濃市議会定例会会議録

平成27年 3月 2日 開会

平成27年 3月23日 閉会

美 濃 市 議 会

平成27年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成27年度施政方針並びに予算編成方針	5
議案の上程	12
議案の説明	
報第2号(総務部長 堀部 勉君)	12
休憩	12
再開	12
質疑	12
委員会付託省略(報第2号)	13
討論	13
議案の採決	13
休憩	13
再開	13
議案の上程	13
議案の説明	
議第1号(副市長 市原英樹君)	13
議第2号・議第3号・議第7号・議第8号・議第12号・議第13号 議第17号・議第18号・議第27号・議第28号・議第29号・議第30号 (民生部長(福祉事務所長) 古田和彦君)	18
休憩	26
再開	26
議第4号・議第5号・議第6号・議第10号・議第14号・議第15号 議第16号・議第20号・議第33号・議第34号	

（建設部長 丸茂賢治君）	26
議第9号・議第19号（美濃病院事務局長兼管理課長 柴田徳美君）	33
議第11号・議第21号・議第22号（総務部長 堀部勉君）	35
休憩	38
再開	38
議第23号・議第24号・議第25号（参事兼秘書課長 林 信一君）	38
議第26号（教育次長 古田俊彦君）	40
議第31号・議第32号（産業振興部長 高橋浩二君）	41
議案の上程	42
議案の説明	
議第35号・議第36号・議第37号（市長 武藤鉄弘君）	42
休憩	43
再開	43
質疑	43
委員会付託省略（議第35号から議第37号まで）	43
討論	43
議案の採決	44
休会期間の決定	44
散会の宣告	44
会議録署名議員	45

第 2 号 （3月13日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	48
出席議員	48
欠席議員	48
欠員	48
説明のため出席した者	48
職務のため出席した事務局職員	49
開議の宣告	50
会議録署名議員の指名	50
議第1号から議第34号までと市政に対する一般質問	50
1 野倉和郎議員	50
1. 武藤市政1年の市政運営「笑顔あふれる元気な美濃市」の取り組みと、今後 の地方創生に向けての方針について	50
① 1年間の取り組みの状況はどうか	

② 今後の地方創生に向け、地方版総合戦略の策定については、どのような方針で取り組まれるのか	
2 佐藤好夫議員	55
1. 昭和中学校の学級編制の進捗状況について	55
3 日比野 豊議員	56
1. 子育て支援・高齢者福祉を目指した本市独自の人口増施策について	56
① Uターン者が親と同居される方への改修費等の支援は出来ないか	
② 同居世帯に対しての奨励制度の創設は出来ないか	
休憩	59
再開	59
4 辻 文男議員	59
1. 美濃市和紙千年プロジェクトの事業化への取り組みについて	60
① 市役所・和紙の里会館・市内各小中学校に楮の植樹をしてはどうか	
② 和紙に関する資料の一元化と共に、和紙文化の記録を残してはどうか	
③ 紙漉き家屋の「紙屋」を保存し利用できないか	
④ 手漉き和紙の技術保存に行政はどう関わるのか	
⑤ 和紙研修生への助成制度の見直しをしてはどうか	
2. 市有地などの有効活用について	67
① 土地開発公社保有地の市有地への移管状況はどのようなか	
② 遊休資産の処分状況はどのようなか	
③ 市営駐車場の有料化の進捗状況はどのようなか	
休憩	70
再開	70
5 森 福子議員	70
1. 今後の美濃病院の経営について	70
① 平成26年度で「美濃病院改革プラン」は終了するが、新たな改革プランは、どのようなになるか	
② 今後の診療体制において、診療科目の増設や変更はあるか	
③ 入院について、今後もDPC（診療群分類包括評価）病棟と地域包括ケア病棟を併用した病棟体制を維持していくのか	
④ 中濃医療圏において、第2次救急を担っているが、今後も急性期医療を維持した病診連携や病病連携を維持していくのか	
⑤ 経営形態の見直しについて、どのように考えているか	
2. 3年目を迎える、乗り合わせタクシー「のり愛くん」について	77
① 美濃地区を経由した乗車について、料金の見直しは出来ないか	
② 運行に協力をされているサポートセンターの現状について、アンケート調査	

等を実施してはどうか	
休憩	79
再開	79
6 塚田歳春議員	79
1. 市長の施政方針について	79
① 平成27年度は、人口減少対策並びに地方創生を最重要課題として取り組むため、市民総参加の美濃市版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を早期に策定する6つの戦略プロジェクトの取り組みは、どのような	
2. ゴミ処理の有料化について	82
① 有料化以降、市民からの問い合わせや苦情などあったのか	
② 市民生活は、消費税増税や物価高でぎりぎりのところまで追い込まれている。ゴミ袋代金の引き下げを行う考えはないのか	
3. (仮称)池尻・笠神工業団地計画について	85
① 事業の進捗状況はどのような	
② 市の負担割合はどのようになるのか	
4. 学校の安全対策について	86
① 小学校の遊具の点検はどのように行われているのか	
② 安全上、危険な遊具は修理(修繕)されているのか	
7 岡部忠敏議員	89
1. 市内小中学校施設の非構造部材の耐震性について	89
① 耐震点検は済み了吗	
② 耐震対策は施了吗	
2. 市体育館耐震補強事業について	91
① どのような耐震補強なのか	
② 保全や改修は施了吗	
③ 耐震補強後の寿命はどれくらいか	
委員会付託(議第1号から議第34号まで)	92
休会期間の決定	92
散会の宣告	93
会議録署名議員	94

第 3 号 (3月23日)

議事日程	95
本日の会議に付した事件	96
出席議員	96
欠席議員	96

欠員	96
説明のため出席した者	96
職務のため出席した事務局職員	97
開議の宣告	98
会議録署名議員の指名	98
議案の上程	98
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 庄司義廣君	98
民生教育常任委員会委員長 日比野 豊君	100
委員長報告に対する質疑	101
討論	102
塚田歳春議員	102
太田照彦議員	102
議案の採決	104
議案の上程	109
議案の説明	
議第38号（市長 武藤鉄弘君）	109
休憩	110
再開	110
質疑	110
委員会付託省略（議第38号）	110
討論	110
議案の採決	110
議案の上程	111
議案の説明	
市議第1号（4番 庄司義廣君）	111
休憩	111
再開	111
質疑	111
委員会付託省略（市議第1号）	112
討論	112
議案の採決	112
閉会の宣告	112
市長挨拶	112
会議録署名議員	114
総務産業建設常任委員会審査報告書	115

美濃市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成27年3月2日に平成27年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成27年2月23日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1、平成26年度美濃市一般会計補正予算（第8号）
- 1、平成27年度美濃市一般会計予算
- 1、平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成27年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成27年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）
- 1、平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成26年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃和紙の日を定める条例について
- 1、美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 1、美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について

- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 1、美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
- 1、美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について
- 1、美濃市名誉市民の選定について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任同意について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

平成27年3月2日

平成27年第1回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 3 月 2 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成27年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 報第 2 号 専決処分の承認について
平成26年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 5 議第 1 号 平成27年度美濃市一般会計予算
- 第 6 議第 2 号 平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 7 議第 3 号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 8 議第 4 号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 5 号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第 6 号 平成27年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第 7 号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第 8 号 平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第 9 号 平成27年度美濃市病院事業会計予算
- 第14 議第10号 平成27年度美濃市上水道事業会計予算
- 第15 議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第16 議第12号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第13号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第14号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第15号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第16号 平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第17号 平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第18号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第19号 平成26年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第24 議第20号 平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第25 議第21号 美濃和紙の日を定める条例について
- 第26 議第22号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 第28 議第24号 美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について
- 第29 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第26号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 第32 議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第29号 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 第34 議第30号 美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第35 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第33号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第34号 市道路線の認定について
- 第39 議第35号 美濃市名誉市民の選定について
- 第40 議第36号 美濃市公平委員会委員の選任同意について
- 第41 議第37号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

第1から第41までの各事件

出席議員（12名）

2 番	岡 部 忠 敏 君	3 番	辻 文 男 君
4 番	庄 司 義 廣 君	5 番	古 田 豊 君
6 番	太 田 照 彦 君	7 番	森 福 子 君
8 番	山 口 育 男 君	9 番	佐 藤 好 夫 君
10 番	岩 原 輝 夫 君	11 番	日 比 野 豊 君
12 番	野 倉 和 郎 君	13 番	塚 田 歳 春 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
総 務 部 長	堀 部 勉 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君
産 業 振 興 部 長	高 橋 浩 二 君	建 設 部 長	丸 茂 賢 治 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君	教 育 次 長	古 田 俊 彦 君

美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田 徳美 君	産業振興部 参事兼産業課長	澤村 佳史 君
建設部参事兼 都市整備課長	宮木 安喜 君	建設部参事兼 土木課長	辻 隆男 君
参事兼秘書課長	林 信一 君	総務課長	澤村 浩君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野 一彦	議会事務局 次長	武井 誠
議会事務局主査 兼庶務係長	加藤 広安		

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、皆様をお願いを申し上げます。

去る1月27日に、故藤川久男教育長が急逝されました。故藤川教育長におかれましては、美濃中学校の校長など33年9カ月にわたり教育に携われ、平成23年1月に教育長に就任されて、美濃市の教育の向上に多大な貢献をされました。

故人の御冥福をお祈りするため、黙祷をささげたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

故藤川久男教育長の御冥福をお祈りして、黙祷始め。

[黙 祷]

○議長（古田 豊君） 黙祷終わり。御着席ください。

開会・開議の宣告

○議長（古田 豊君） それでは、ただいまから平成27年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本定例会に提出されます案件は、平成27年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会 午前10時03分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第1号、報第3号、報第4号及び報第5号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番 塚田歳春君、2番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から

3月24日までの23日間と決定いたしました。

第3 平成27年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（古田 豊君） 日程第3、平成27年度施政方針並びに予算編成方針について、市長武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成27年第1回市議会定例会の開催に当たり、平成27年度の市政運営に関する私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年1月の市長選挙におきまして、市民の皆様の御信任をいただき、この1年間、市政運営のかじ取りを担わせていただきました。

市長1年目となる昨年は、私自身が現場へ出向きお話を伺い、市民の皆様と一緒に行動していく対話主義と現場主義の精神のもと、「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を目指して、職員とともに全力を挙げて市政に取り組んできたところでございます。

昨年は市制施行60周年という節目の年として、5月3日の記念式典及び「美濃歴史文化うだつの町並み博覧会」に始まり、市民総参加によるサンバパレードや「ヒカリデツナガルミノ60」など、市民主導、市民総参加による60周年を祝うさまざまなイベントが、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力によりまして、いずれも盛大のうちに無事終了することができました。関係者の皆様には厚く感謝を申し上げる次第でございます。

また、昨年11月27日には、5年前からの念願でありました本美濃紙が日本の手すき和紙技術として、ユネスコ無形文化遺産への登録が決定されました。古くから紙すきの産地として栄え、最高級の和紙として評価の高かった美濃和紙が世界に認められた瞬間であり、美濃和紙に携わる多くの皆様の手すき和紙技術の保存と伝承にかけてこられた情熱が、広く世界に認められた結果でございます。改めて、これまでの関係各位の御努力に対しまして心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

登録決定の瞬間はもちろん、決定後においても、テレビや新聞、インターネットなどで美濃和紙の記事や特集などが数多く報道され、本美濃紙と美濃市を国内外に大きくPRすることができました。また、昨年10月の勧告以来、うだつの上がる町並みには前年と比較して約1.7倍の観光客が訪れ、美濃和紙の里会館の入館者は約1.4倍、そのうち紙すき体験者は約1.2倍になるなど、美濃市の活性化に少なからず寄与しているところでございます。

さて、昨年の我が国の政治・経済状況は、円安や株高の動きにより、長引くデフレに変化の兆しが見られたものの、4月に実施された消費税率の引き上げによる景気の落ち込みからの回復が緩慢で、7月から9月期の実質GDPが2四半期連続のマイナス成長となりました。

このため、昨年末に消費税率の再引き上げを延期し、安倍政権が進める経済政策「アベノミクス」の継承などを争点として衆議院の解散・総選挙が行われました。自民・公明の連立与党が圧勝し、安倍政権が信任を得たところで、引き続きアベノミクスが推進されることと

なり、第3次安倍内閣においては、経済対策とともに、地方創生や人口減少対策の取り組みが最重要課題とされたところであります。

また、年末、12月27日には地方創生や地域経済の活性化に向けて、3.5兆円規模となる地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が決定され、さらに日本が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを踏まえた今後5カ年の政策目標や政策の基本的方向、具体的な施策を示す、まち・ひと・しごと創生総合戦略が決定されたところであります。

地方創生と人口減少問題は一つの自治体では解決できない問題であり、国と地方が一丸となって対応していく課題であります。この地方創生を美濃市の人口減少対策と地域活性化の最重要課題として位置づけ、課題の克服に向け、職員と一体となって取り組んでまいります。

本年は、美濃市第5次総合計画の5年目の年であり、前期基本計画の最終年度であります。前期5年間の検証を進めるとともに、厳しい財政状況の中で総合計画が目指す将来都市「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けて、選択と集中の観点に立って施策や事業の優先化を図り、真に必要な施策を積極的に実施してまいります。

平成27年度的美濃市政を運営するに当たりましては、人口減少対策並びに地方創生を最重要課題として、自主的・主体的に地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを行うため、市民総参加による美濃市版の人口ビジョンと総合戦略を早期に策定し、人口減少と地域経済の活性化の課題に対し、一体的・持続的に取り組んでまいります。

2020年には、東海環状自動車道の全線開通や、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これらを見据え、（仮称）池尻・笠神工業団地整備を推進するとともに、企業誘致や外国人観光客の誘致など、地域の活性化と国際化を目指していく必要があります。

そのための地方創生の取り組みとして、大きく6つの戦略プロジェクトにより進めてまいります。

1つ目は、『「美濃和紙」伝承 千年プロジェクト』です。

本美濃紙のユネスコ無形文化遺産への登録を契機に、1,300年培われてきた手すき和紙技術を後世に伝え、本美濃紙の振興のみならず、産業、観光、文化を含め、あらゆる面で美濃市の活性化につなげていきます。幸いにも、国・県からも財政面を含め、いろいろな施策に対し御支援・御協力を得られることとなっており、大変感謝しているところでございます。

また、さきの議会で議員から御提案のありました「美濃和紙の日」の制定につきましては、11月27日を「美濃和紙の日」として定め、美濃和紙の保存・継承や美濃和紙産業の振興に努めてまいります。

2つ目は、『「健康年齢」向上 5歳プロジェクト』です。

市民が笑顔で生きがいを持って、安全で安心して暮らすことができ、生涯を現役で活躍できる健康長寿社会を形成するため、健康年齢の5歳向上を目指してまいります。自分の健康は自分で守りつくる、このことを基本とし、予防と早期発見・早期治療を進め、健康を維持

するための適切な健診や保健指導など、健康増進と予防のための諸施策の充実に努めてまいります。予防接種の充実により感染予防対策を図るとともに、糖尿病などの生活習慣病対策のため、特定健診や特定保健指導、講演会の開催などの内容の充実に努めながら、市民総参加による健康づくりを進めてまいります。

また、高齢者がいつまでも元気で生きがいを持ち、自分らしく住みなれた地域の中で活動できるよう、健診や健康づくり、介護予防、生きがいづくり事業などを総合的かつ計画的に進めるとともに、高齢者の運動機能の向上や栄養改善、脳の健康教育、認知症サポーターの養成講座などによる介護予防にも努め、地域で日常的に支え合うことができる交流の場を開設する縁側コミュニティ推進事業を実施してまいります。

3つ目は、『「子育て環境」改革 絆・夢プロジェクト』です。

親と子の未来をつなぎ、安心して子供を産み育てられ、結婚や子育てに希望が持てるまちづくりを推進するため、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を総合的に実施してまいります。

最初に、結婚希望者の結婚活動の支援につきましては、美濃市婚活支援協議会などにより、独身男女の出会い・交流など、工夫を凝らしながら支援事業を実施してまいります。

次に、母子保健事業につきましては、妊娠期から乳幼児期における妊婦健診や乳幼児等の健診・健康相談、ワクチン接種など、安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりを推進してまいります。

次に、子育て支援につきましては、子育てと仕事の両立支援のための留守家庭児童教室の充実に努めるとともに、地域子育て支援センターの整備やコミュニティママ子育てサポートモデル事業などの充実により、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進してまいります。

学校教育においては、新教育長制度を導入し、総合教育会議を開催するなど、子供たちがよりよい環境のもとで教育が受けられるよう、市独自の人的配置により、少人数学習指導や図書館教育、英語学習、特別支援教育を推進するとともに、心の相談事業やほほえみ教室等の教育相談活動を充実に努めてまいります。

4つ目は、『「自然環境」回帰プロジェクト』です。

現在、県を中心に、美濃市・郡上市・関市・岐阜市にまたがる長良川上・中流域において、世界農業遺産認定への取り組みが進められています。こうしたことから、清流長良川、板取川の清き水の流れと豊かな日本の原風景的自然環境への回帰を図り、低炭素・循環型・自然共生型の総合的な社会の実現を目指します。また、市内各所には河川の景勝地が数多く点在しており、こうした川の魅力を一層高めていくため、河川沿いの美しい景観づくりや河川的环境美化活動を、市民の皆様との協働により推進してまいります。

5つ目は、『「地域居住」継続 100年プロジェクト』です。

地域に根差して、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、住む場所の確保や安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

移住・定住の促進を図るために、優良宅地の供給や賃貸共同住宅の建築奨励、新婚世帯に

対する家賃助成などの定住支援事業を充実してまいります。

空き家対策としては、市内の空き家の状況をデータ化し、空き家の活用の可能性と空き家バンク・紹介制度の研究を進めるとともに、空き家の活用も含めて譲渡型の住宅整備を検討してまいります。また、空き家などを活用して高齢者の交流の場を開設する縁側コミュニティー推進事業を実施してまいります。

また、市民の足となる地域の公共交通については、自主運行バス牧谷線、路線バス、長良川鉄道、高速バスに加え、乗り合わせタクシーの「のり愛くん」により、ネットワークを図りながら市民の利便性の向上を図ってまいります。

あわせて、仮称であります、市民わくわくふれあいセンターについては、昨年11月に市民わくわくふれあいセンターを考える会より提言書をいただきましたので、この提言を受け、本年度は検討委員会を設置し基本計画を策定し、早期の事業着手を推進してまいります。

6つ目は、『「地域活力」発展・創造 2020年プロジェクト』です。

美濃市は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道が通り、また2020年には東海環状自動車道が全線開通するなど、交通アクセスの飛躍的な向上が見込まれております。この地の利を生かし、県や商工会議所、各関係業界と連携しながら新たな工業用地を確保するとともに、企業誘致や既存産業の付加価値を高めることなどにより、若い世代が安心して働くことができる魅力ある雇用の場を創出してまいります。

新たな工業団地である（仮称）池尻・笠神工業団地の開発につきましては、昨年に農村地域工業等導入実施計画が認められましたので、県と関市と共同で基本調査を進めてまいります。

また、本美濃紙並びに美濃和紙を活用した商品開発や海外からの観光客誘致により、観光産業の振興を図ってまいります。

高速道路網に対応した広域幹線道路の整備としては、大矢田トンネルを含む上野・関線などの県道整備を促進してまいります。

続きまして、美濃市の財政状況でございます。

美濃市は、大企業が少なく、小規模の事業所が大部分を占めていることから、市税収入が歳入全体の約3割程度と少なく、地方交付税を初めとした国や県からの財源に大きく依存しているのが現状であります。このため、自治体の財政力を示す財政力指数は、平成25年度では0.525と低く、市税の増収などによる自主財源の確保が大きな課題となっております。

また、平成25年度決算における財政の健全化を示す健全化判断比率は、市債の発行抑制などにより実質公債費比率が13.1、将来負担比率が79.8と、いずれも前年度に比べ改善したものの、依然として高い水準にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も92.7%と依然として高い状況にあり、財政の硬直化を示しております。

こうした厳しい財政状況にある中で、予算の選択と集中の観点により、限られた財源で真に必要な施策の展開を図ってまいります。特に、市民生活に直結する重要な事業や将来の発展につながり市税の増収となる実効性のある施策を、優先的かつ積極的に実施してまいりま

す。

また、徹底的な行財政改革を進め、民間的な経営発想で費用対効果を常に検証しながら、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や行政コストの縮減、将来の世代に過度の負担を残さない施策の選択などにより、持続可能な財政運営に努めてまいります。

私も含めまして、全職員が知恵を出し、汗をかき、市民の皆様と一緒に、市民総参加で笑顔あふれる元気な美濃市づくりを進めてまいりますので、議員各位を初め市民の皆様の温かい御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、市政運営に関する所信の一端とさせていただきます。

次に、今議会に提出いたしました案件について、御説明を申し上げます。専決処分1件、当初予算10件、補正予算10件、条例制定などで13件、人事案件2件、その他2件の合計38件であります。

それでは、最初に平成27年度当初予算案の概要について御説明申し上げます。

国の平成27年度の一般会計予算は、経済対策、平成26年度の補正予算や平成27年度税制改正とあわせて経済再生と財政再建の両立を実現する予算として、地方の創生、子育て支援などの社会保障の充実、国土強靱化の推進などの取り組みに重点的な配分を行い、対前年度比0.5%増の96兆3,420億円となっております。また、県の一般会計の予算規模は7,907億9,000万円で、対前年度比4.9%の増となり、3年連続でプラス予算となっております。

平成27年度の地方財政計画の規模は85兆2,710億円と、対前年度比で2.3%の増となっております。地方税収は地方消費税などの伸びにより7.1%の増、地方交付税につきましては0.8%減の16兆7,548億円、また赤字地方債である臨時財政対策債は19.1%と大幅な減となっており、一般財源総額では2.0%増の61兆5,485億円となっております。

歳出では、一般行政経費が社会保障費の増加により5.5%増加し、地方創生に取り組むため、新たにまち・ひと・しごと創生事業費として1兆円が計上され、一般歳出の総額では2.3%増の69兆3,151億円となっております。一般財源総額では増額されているものの、地方交付税は削減されており、社会保障費が年々増加し、税収が伸び悩む多くの地方自治体においては、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

こうした状況下の中で予算編成をいたしました美濃市の平成27年度の予算規模は、一般会計が87億9,600万円、特別会計69億2,500万円余、企業会計51億9,600万円余で、総額209億1,700万円余となりました。前年度対比では一般会計が2.5%の増、特別会計で0.6%の減、企業会計で48.9%の増となり、全体では9.9%の増となりました。

一般会計では、平成26年度予算に比べ、総務費では、県議会議員及び市議会議員の選挙費、庁舎等非常用蓄電システム整備などにより8.4%の増、商工費は、本美濃紙の家整備事業、和紙の里会館の常設展示室リニューアル事業、美濃商工会議所への耐震工事助成などにより23.5%の増、土木費は、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業などにより7.8%の増、教育費は、小学校の教科書改訂、市体育館耐震補強事業などにより4.0%の増となりました。一方、公債費は、市債の発行抑制によりまして11.3%の大幅減となっております。

また、一般会計予算の性質別の対前年度比は、人件費が3.2%、物件費が3.3%、維持補修費が30.6%、扶助費が2.1%の増で、普通建設事業費は45.8%の大幅増となりました。一方、公債費は11.3%と、大幅な減となりました。

特別会計全体の対前年度0.6%の減は、国民健康保険特別会計が保険財政共同安定化事業医療費拠出金の増により13.6%の増となったものの、簡易水道特別会計が洲原簡易水道基幹改良事業の完了により35.6%の減、下水道特別会計が右岸及び左岸浄化センター建設事業の減により32.9%の減となったことによるものであります。

企業会計全体の対前年度48.9%の増は、美濃病院事業会計が外来棟及び健診棟の増築工事により68.5%の増となったことによるものです。

また、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金事業（地域消費喚起・生活支援型事業で4,000万円、地方創生先行型事業8,100万円）については、今議会において平成26年度の補正予算として上程しておりますが、平成27年度への全額繰越事業としております。このため、平成27年度的美濃市の予算は、国の地方創生による26年度の補正予算とあわせ、事業を精査した上で、実行力ある予算案としたところであります。

特に、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、これを核としたまちづくりを推し進めるものとして、その重点を本美濃紙を生かした地方創生元年予算といたしました。

まち・ひと・しごと創生により、市民が安心して働き、結婚・子育てができる人の流れや、成長する活力を取り戻し、将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地方の創生に重点を置き、この予算案を確実に実行することで、笑顔あふれる元気な美濃市を目指してまいります。

市民の暮らしの支援としましては、独身男女の出会いを応援するため、出会いから結婚へ結びつくよう、独身者やその親を対象にしたセミナーの開催や農林業体験を通じた婚活事業など、工夫を凝らしながら結婚活動支援を実施してまいります。

子育て環境の充実として、引き続き子育て世帯への臨時特例給付金を支給するほか、保育園、幼稚園、小・中学校における給食費の支援や、赤ちゃんの紙おむつ購入助成を実施してまいります。また、現在2カ所しかない地域子育て支援拠点を新たにかえて保育園にも開設するとともに、子を持つ親同士の情報交換や、育児相談などの子育て環境の改善を図る子育て環境支援事業を実施いたします。

高齢者への生活支援として、引き続き高齢者世帯への弁当購入助成を実施するとともに、空き家などを活用した地域における高齢者の交流の場の開設を支援するため、縁側コミュニティー推進事業を実施してまいります。

安心して生活を送ることができるよう、引き続き低所得者に対して臨時福祉給付金を支給するほか、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、新たに自立相談や住居確保給付金の支給などの支援事業を実施してまいります。

豊かな暮らしの支援として、市内の小売・飲食・サービス業等で使用可能な地域活性化プレミアム付商品券を発行し、消費拡大と地域経済の活性化を図ってまいります。

予防医療の強化として、美濃病院の外来棟及び健診棟の増築工事を実施し、診療や健診業務の効率化により医療サービスの向上を図ってまいります。

地域防災力の強化として、防災拠点となる市庁舎及び防災中央コミュニティセンターに、非常時における必要最低限の電源を確保するため、太陽光発電を備えた非常用蓄電システムを整備いたします。

次に、教育環境の充実では、学校教育の充実として、引き続き小・中学校における少人数指導等教育の推進や教員補助員を設置するとともに、老朽化が著しい学校施設の長寿命化計画を策定いたします。

教育文化施設では、文化会館の屋根防水工事や市体育館の耐震補強工事、トイレ改修工事など、施設の大規模改修を実施してまいります。

また、平成28年度に岐阜県で開催される全国レクリエーション大会 in 岐阜のプレ大会としてADL対応型高齢者体操を美濃市で開催するとともに、終戦70周年を迎え、戦争体験談を資料化し、後世へ伝える平和祈念事業を実施してまいります。

次に、社会資本整備の推進では、安全・安心なインフラ等の整備として、岐阜・美濃線の4車線化や上野・関線、美濃・洞戸線など県道整備の促進を図るとともに、横越・大矢田線等の社会資本道路整備や越美南線1号橋の架設事業など、橋梁長寿命化修繕事業などの道路や橋梁整備を実施してまいります。

公共下水道では、下水道左岸浄化センターの汚泥脱水施設の増設工事を実施し、安定した汚水処理を図ってまいります。

また、老朽化した市営住宅の長寿命化を図るため、屋根・外壁の防水工事を実施するとともに、美濃商工会議所へ建物の耐震補強工事の助成をしてまいります。

次に、元気な美濃市づくりでは、美濃和紙伝承千年プロジェクトを推進してまいります。本美濃紙の家整備事業や和紙の里会館常設展示室のリニューアル事業、美濃和紙あかりアート館の改修のほか、登録された3産地による登録記念事業の開催や、本美濃紙保存会が実施する保存・伝承事業などに対し、新たに県と連携して助成をしてまいります。また、本美濃紙普及促進事業や特産品開発等支援事業により、本美濃紙に関する仕事の創出や和紙などの特産物の開発を支援してまいります。

地域資源を生かしたまちづくりを推進するため、魅力ある観光資源を活用した旅行商品を提供し、滞在型観光につなげる観光地域づくりプラットフォーム事業を実施するほか、本年度岐阜県で開催される第39回全国育樹祭を記念するサテライトイベントをふくべの森周辺で開催いたします。

また、地方創生につながる先行型事業として、田舎暮らし促進支援センター事業や地域の絆創生事業、外国人等誘客促進事業、地域資源開発・活用推進事業などを実施し、「しごと」の創出と「ひと」の流れの好循環をつくり、「まち」に活力を取り戻す取り組みを進めてまいります。

その他、上程させていただきました各議案につきましては、担当部長から御説明をさせて

いただきます。今議会に提出した案件は、いずれも美濃市民の安全・安心や地域の活性化などの推進に重要なものばかりでございます。議員の皆様には、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。

第4 報第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第4、報第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

報第2号について、総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

専第1号 平成26年度美濃市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月30日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、生活保護費の補正を行ったものです。

それでは、赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、補正後の予算総額を90億2,032万4,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容につきまして説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて説明申し上げます。

3款 民生費は750万円を増額し28億1,842万7,000円とするもので、生活保護費における高額な医療費が発生したことによる扶助費750万円の増額です。財源内訳は、国県支出金582万1,000円、一般財源167万9,000円の増額でございます。

以上で報第2号の説明を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定
いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

第5 議第1号から第38 議第34号まで（提案説明）

○議長（古田 豊君） 日程第5、議第1号から日程第38、議第34号までの34案件について、
日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第1号について、副市長 市原英樹君。

○副市長（市原英樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第1号 平成27年度美濃市一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、先ほど市長が施政方針などで申
し上げましたので、簡略にさせていただきます。

平成27年度予算は、国の地方創生による平成26年度補正とあわせ、事業を精査した上で実
行力ある予算案とし、特に本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、これを核にした
まちづくりを推し進め、その重点を本美濃紙を生かした地方創生元年予算としたところでご
ざいます。この予算案を確実に実行することにより、笑顔あふれる元気な美濃市を目指して

いくものでございます。

しかし、大都市圏における景気は回復傾向にあると言われておりますが、地方経済における景気回復の実感は少なく、当市においても厳しい財政運営が続いておりますので、事業の優先度と手法を熟慮しつつ自主財源の確保を推進し、将来にわたり過度の負担を残すことがないように、持続可能な財政運営に引き続き努めてまいります。

このような状況の中、平成27年度は、まち・ひと・しごと創生により、市民が安心して働き、結婚・子育てができる人の流れや、成長する活力を取り戻し、将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地域の創生に重点を置いた予算とし、事業を展開していきたいと考えております。

それでは、予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の平成27年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を87億9,600万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担の行為に必要な事項を定めるものであります。

第3条は、地方債の起債に必要な事項を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算流用の特例で、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内での流用を認めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第1表は、歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に、9ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございますが、公共用地等の取得費、自主運行バス運行事業、工場誘致奨励金、新婚世帯家賃支援事業などの8事業について、表のとおりその期間と限度額を定めております。

次に、10ページをごらんください。

第3表は、地方債の種類及び限度額を定めるもので、橋梁長寿命化修繕事業、小型動力ポンプ付積載車更新事業、臨時財政対策債などの5件で地方債を起し、限度額の合計を4億6,640万円とするものでございます。

続きまして、赤スタンプ5番、平成27年度美濃市一般会計当初予算説明資料によりまして、歳入歳出予算の内容の御説明をしたいと思います。

赤スタンプ5番の1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。各款ごとに構成比の大きいものなど、主要な歳入について御説明申し上げます。

最初に、第1款 市税は27億9,131万1,000円、構成比31.7%、前年度対比0.4%、1,222万7,000円の増額となりました。これは、経済が回復傾向にあることから法人市民税は増額を見込みましたが、地価の下落に伴う評価替えにより固定資産税及び都市計画税は減額しまし

て計上しております。

次に、第6款 地方消費税交付金は2億7,300万円、前年度対比13.8%、3,300万円の増額であります。これは、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、地方消費税分の0.7%が社会保障の財源として上乗せされる分ですが、国の市町村交付見込み額により計上いたしました。

第10款 地方交付税は23億8,800万円、構成比27.1%、前年度と同額を計上いたしました。国の地方財政計画により、平成27年度地方交付税が前年対比0.8%削減されたこと、また算定方法の変更などを見込みまして計上させていただきました。

次に、第13款 使用料及び手数料は1億8,269万4,000円、前年度対比11.7%、1,916万9,000円の増額であります。これは、平成26年7月から家庭ごみの減量とリサイクル推進を目的に実施しました市指定ごみ袋有料化に伴う家庭ごみ処理手数料の増額でございます。

次に、第14款 国庫支出金は9億1,972万3,000円、構成比10.5%、前年度対比8.8%、7,444万4,000円の増額となりました。これは、社会保障・税番号制度システム整備に対する補助、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、保育所施設給付費、保育緊急確保事業などによる増額でございます。

第15款 県支出金は5億6,298万7,000円、構成比6.4%、前年度対比6.8%、3,560万6,000円の増額となりました。これは、本美濃紙の家整備事業に対する補助金、保育緊急確保事業、県議会議員選挙委託金などの増額によるものです。

次に、第18款 繰入金は5億8,093万7,000円、構成比6.6%、前年度対比1.0%、547万2,000円の増額となりました。これは、財政調整基金及び特定目的基金からの繰入金などによるものでございます。

次に、第20款 諸収入は2億3,664万5,000円、前年度対比17%、3,445万1,000円の増額であります。これは、庁舎に設置を予定しています太陽光発電及び蓄電システム整備に対する、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を見込みまして計上いたしました。

第21款 市債は4億6,640万円、構成比5.3%、前年度対比0.7%、330万円の増額となりました。内容につきましては、先ほど予算書の10ページの第3表で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、2ページの歳出について御説明を申し上げます。

まず第1款 議会費でございますが1億3,841万9,000円、構成比1.6%、前年度対比412万9,000円、3.1%の増で、これは議会運営経費の増額によるものでございます。

第2款 総務費は11億1,724万2,000円で、構成比12.7%、前年度対比8,702万7,000円、8.4%の増となりました。増額の要因は、職員人件費の増、4月に執行されます県議会議員選挙及び市議会議員選挙の経費、庁舎施設改修としまして、太陽光発電及び蓄電システム整備事業、来庁者駐車場整備事業、(仮称)市民わくわくふれあいセンター基本計画策定経費、電算管理事務経費などの増でございます。主な事業といたしましては、乗り合わせタクシー運行経費、地域ふれあいセンター事務経費、地域づくり事業、国勢調査経費などござい

す。

第3款 民生費は26億9,317万3,000円で、構成比30.6%、前年度対比1,095万1,000円、0.4%の増となりました。主な事業としましては、福祉医療助成費、障害者自立支援費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金、児童手当給付経費、留守家庭児童教室の運営経費、施設型給付経費などがございます。また、平成26年度から引き続き実施されます国の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金もこれに計上させていただいております。

第4款 衛生費は8億3,983万4,000円で、構成比9.5%、前年度対比994万3,000円、1.2%の増となります。主な事業は、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、火葬場施設管理経費、衛生センター施設管理経費、簡易水道特別会計、美濃病院事業会計、中濃広域行政事務組合への負担金などがございます。

第5款 労働費は540万円、構成比0.1%、前年度と同額でございます。主な内訳は、雇用対策事業補助経費、県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は2億9,885万7,000円で、構成比3.4%、前年度対比363万円、1.2%の増となりました。主な事業は、新規就農者確保事業、間伐事業、有害鳥獣対策事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金などがございますが、平成27年10月に岐阜県内で開催されます第39回全国育樹祭のサテライトイベント開催経費を計上しております。

第7款 商工費は3億7,532万1,000円で、構成比4.3%、前年度対比7,135万1,000円、23.5%の増となりました。増額の要因は、本美濃紙ユネスコ登録記念事業としまして、御寄附をいただきました古田行三邸を改修します本美濃紙の家整備事業、あかりアート館改修等事業、和紙の里会館展示室のリニューアルを含む企画展事業でございます。このほかに商工会議所の耐震工事補助金、工業団地開発に係る基本調査の負担金が増額の要因でございます。主な事業は、民間活力創生事業、道の駅施設管理経費、産業祭補助経費、観光協会や商工会議所実施事業への補助経費などがございます。

第8款 土木費は12億4,488万5,000円で、構成比14.2%、前年度対比9,046万3,000円、7.8%の増となりました。主な内訳は、社会資本整備総合交付金事業による道路整備や橋梁修繕事業など、また市道の改良修繕費、交通安全施設費、河川維持改良費、住宅修繕・改修事業、新婚世帯家賃支援事業、土地区画整理事業、下水道特別会計繰出金などがございますが、この中で、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、河川維持改良費、土地区画整理事業などが増額となっております。

第9款 消防費は4億175万7,000円、構成比4.6%、前年度対比85万3,000円、0.2%の減となりました。減額の主な要因は、夏季用消防活動服の購入事業、耐震性貯水槽整備事業の完了、中濃消防組合負担金の減によるものでございます。増額の要因といたしましては、小型動力ポンプ付積載車の更新事業を予算に計上しております。このほかに消防団等運営補助経費、中濃消防組合負担金などを計上しております。

第10款 教育費は9億1,936万2,000円で、構成比10.4%、前年度対比3,578万2,000円、

4.0%の増となりました。主な増減理由と事業につきましては、減額は教育用コンピュータ更新の完了、増額としては、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費、教科書改訂経費、少人数指導等教育における講師の増員、学校改修事業、文化会館及び市体育館改修事業でございます。主な事業は、学校給食費の助成、児童・生徒送迎のスクールバス経費、小・中学校教員補助設置事業、文化会館指定管理経費、文化遺産活用推進事業、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費などがございます。

第11款 災害復旧費は2万円でございます。

第12款 公債費は7億5,123万円で、構成比8.5%、前年度対比9,542万3,000円、11.3%の減となりました。

第13款は諸支出金50万円、第14款は予備費で1,000万円でございます。

以上、歳入歳出の合計は87億9,600万円で、前年度に比べて2億1,700万円、2.5%の増となります。

次に、3ページをお開きください。

3ページは、歳出予算を性質別に分類したものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は15億5,283万6,000円で、前年度対比3.2%の増で、人事院勧告に伴う給与等の引き上げなどによるものでございます。

2の物件費は13億4,799万6,000円で、前年度対比3.3%の増であります。これは、社会保障・税番号制度及び総合行政情報システム導入に伴う関係経費、インターネット、コンピューターに関連した経費の増額によるものでございます。

3の維持補修費は6,866万6,000円で、前年度対比30.6%の増であります。これは、老朽化などに伴う各種公共施設の修繕及び補修経費を計上したことによるものです。

4の扶助費は14億3,595万2,000円で、前年度対比2.1%の増であります。これは、新規に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び住居確保給付金支援事業の実施、保育施設型給付の拡充などによるものでございます。

5の補助費等は12億6,202万2,000円で、前年度対比3.5%の減であります。これは、中濃広域行政事務組合負担金、商工会議所補助経費などによる増、地域づくり事業補助金などの減によるものです。

6の普通建設事業費は6億9,049万3,000円で、前年度対比45.8%の増であります。これは、本庁舎施設改修事業、小型動力ポンプ付積載車更新事業、本美濃紙の家整備事業、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、文化会館防水工事、市体育館耐震及びトイレ改修工事によるものです。

8の公債費は7億5,118万円3,000円で、前年度対比11.3%の減であります。

11の貸付金は3,980万9,000円で、前年度対比14.5%、676万7,000円の減額であります。これは、美濃・紙の芸術村事業に対する貸付金がなくなったものによるものです。

12の繰出金は7つの特別会計に対する繰出金で16億3,171万7,000円で、前年度対比0.7%の増で、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計への繰出金

が増額となっております。

次に、4ページをごらんください。

この表は財源を比較したもので、左の表は一般財源と特定財源に区分して、27年度と26年度の予算額、構成比、27年度を26年度と比較した伸び率をあらわしたものでございます。

一般財源は65億3,748万6,000円で、構成比は74.2%、伸び率はマイナス0.1%となります。特定財源は22億5,851万4,000円で、構成比は25.8%、伸び率はプラスの11.0%となっております。なお、自主財源は40億6,959万円、構成比46.3%、依存財源は47億2,641万円、構成比は53.7%となっております。

以上で議第1号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第2号、議第3号、議第7号、議第8号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号の12案件について、民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは、民生部関係の議案説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明をいたします。

赤スタンプ2番の予算書153ページをお開きください。

交通災害共済事業につきましては、本年1月末現在での加入者は8,661人で、加入率は39.39%でございます。

予算の第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317万1,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきますので、155ページをお開きください。

歳入の1款 交通災害共済事業収入241万2,000円は加入者6,700人分の会費で、平成26年度の実績を勘案して算出したものでございます。

2款 繰入金70万8,000円は、就学前2カ年の幼児と小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々、合計1,966人分の会費を一般会計から繰り入れるものでございます。

3款 繰越金1,000円は前年度繰越金、4款 財産収入4万9,000円は準備積立金の運用収入、5款 諸収入1,000円は預金利子でございます。

次に、歳出の1款 交通災害共済事業費は317万1,000円で、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費等でありまして、歳入歳出ともに合計は317万1,000円となります。

156ページ以降の説明は省略させていただきますので、議第2号の説明を終わります。

次に、議第3号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の163ページをお願いいたします。

初めに、国民健康保険の取り巻く状況につきましては、年齢構成、医療水準が高く、所得

水準が低い、税収の減少など構造的な問題もあり、今後も依然として厳しい状況に置かれているものと予測しております。

本市におけます国保の状況は、平成26年4月1日現在で世帯数が3,390世帯、被保険者数は6,087人で、ここ数年、いずれも減少傾向にあります。保険給付費は、医療の高度化による高額医療費の増加などによりまして、引き続き増加傾向にあると見込んでおります。また、国保の広域化推進に向け、市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大することとなったことにより大幅な増額となっております。こうした状況等を勘案しまして、平成27年度予算を編成したところでございます。

それでは、予算の概要について御説明をいたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,911万2,000円とするもので、第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めるものでございます。

次に、169ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明をいたします。

1款 国民健康保険税6億6,221万3,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の医療分、後期高齢者支援分、介護分の現年度、過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億6,316万2,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定した療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金及び特定健康診査等負担金でございます。

4款 療養給付費交付金1億6,449万3,000円は、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金は5億7,212万1,000円、6款 県支出金1億2,545万7,000円は国庫支出金と同様に、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金などでございます。

7款 共同事業交付金6億7,684万円は、国保連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

8款 財産収入21万8,000円は、財政調整基金の利子、9款 繰入金2億3,071万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

10款 繰越金1億4,954万8,000円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

11款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、170ページをお開きください。

歳出の1款 総務費5,991万2,000円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費17億3,383万9,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 後期高齢者支援金等3億6,866万1,000円は後期高齢者医療保険への支援金等で、4款 前期高齢者納付金等45万5,000円は、社会保険支払基金への納付金でございます。

5款 老人保健拠出金12万円は老人保健廃止後の事務経費等で、社会保険支払基金への拠出金でございます。

6款 介護納付金1億4,778万9,000円は介護保険に係る納付金で、7款 共同事業拠出金6億7,611万円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る国保連合会への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,965万6,000円は、特定健診、保健指導及び健康づくり推進事業、人間ドック助成事業等で疾病予防の推進を図るものでございます。

9款 基金積立金22万円は、財政調整基金への積立金、10款 公債費74万円は、一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

11款 諸支出金161万円は保険税の還付金等に充てるもので、12款予備費は4,000万円を計上しております。

以上、歳入及び歳出合計はそれぞれ30億4,911万2,000円となったところでございます。

171ページ以降の説明は省略させていただきます、議第3号の説明を終わります。

次に、議第7号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2の予算書、263ページをお開きください。

初めに介護保険の現状でございますが、人口の高齢化に伴い要介護認定者数も年々増加しており、本年2月1日現在の認定者数は1,001人と、第1号被保険者数に占めます介護認定率は14.85%となっております。同様に介護給付費も年々増加しております。介護給付費の適正化、認知症予防、介護予防事業などの推進により、ますます制度の適正な運営に努めてまいります。

こうした状況等を勘案し、平成27年度予算につきましては、前年度の実績と平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画に基づきまして予算編成をしたところでございます。

第1条では、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億2,424万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、267ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料3億9,294万7,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万9,000円は督促手数料などで、3款 国庫支出金4億8,836万9,000円は、介護給付費負担金と調整交付金等でございます。

4款 支払基金交付金5億4,579万1,000円は、介護給付費交付金と包括的支援等事業交付金でございます。

5款 県支出金2億8,962万6,000円は、介護給付費交付金と介護予防事業交付金です。

6款 財産収入9万5,000円は、基金利子です。

7款 繰入金3億696万5,000円は、介護給付費、介護予防事業費等に係る一般会計及び基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金40万円は前年度繰越金、9款 諸収入4,000円は第三者納付金等でございます。

次に、268ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,354万9,000円は、人件費と国保連合会負担金、介護認定事務費等でございます。

2款 保険給付費19億4,124万円1,000円は、在宅介護、地域密着型介護、施設介護の給付費や特定入所者介護サービス給付費等でございます。

3款 地域支援事業費3,875万6,000円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金10万円は基金の利子等を積み立てるもので、5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金40万円は、過年度分保険料還付金等でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ20億2,424万6,000円でございます。

269ページ以降の説明は省略させていただきます、議第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第8号 平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の289ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億9,411万8,000円と定めるもので、第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるものでございます。

予算編成に当たりましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と、保険料徴収経費等を推計し、総額を算定いたしました。

それでは、293ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億6,338万2,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金634万1,000円は、保健事業委託金でございます。

4款 繰入金3億2,354万3,000円は、療養給付費、保険基盤安定、事務費等に係ります一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は前年度繰越金で、6款 諸収入40万2,000円は、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

294ページをお開きください。

歳出1款 総務費551万5,000円は保険料の徴収経費等で、2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億8,186万2,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費634万1,000円は健診経費で、4款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金20万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ4億9,411万8,000円でございます。

295ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第12号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

赤のスタンプ3番の補正予算書の48ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ7万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ335万7,000円と定めるものでございます。

50ページをお願いします。

予算の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳出の表により、歳入もあわせて説明をいたします。

歳出の1款 交通災害共済事業費は7万2,000円を減額し、補正後の額を335万7,000円とするもので、主な内容は委員報酬、交通災害共済給付金の減額と積立金の増額でございます。平成26年度におけます給付状況は、傷害給付金が22件となっております。財源内訳は、事業収入で24万7,000円を、繰入金で2万3,000円をそれぞれ減額し、繰越金6万6,000円、その他財源として財産収入13万2,000円を増額するものでございます。

51ページ以降の説明を省略させていただき、議第12号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第13号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の56ページをお願いいたします。

今回の補正は、年度末を控えまして予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするもので、歳入では、主に療養給付費交付金、国県支出金、共同事業交付金等を減額し、保険税、前期高齢者交付金、繰越金等を増額するものでございます。

歳出では、主に後期高齢者支援金、介護給付費、共同事業拠出金等の減額、保険給付費、基金積立金、諸支出金の増額等をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,802万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億956万3,000円とするものでございます。

60ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明をいたします。

歳入の1款 国民健康保険税は976万6,000円を増額するもので、本年度決算見込みによるものでございます。

3款 国庫支出金は1,874万8,000円を減額するもので、現年分の療養給付費等負担金の減額によるものでございます。

4款 療養給付費交付金は1,357万2,000円を減額するもので、決算見込みによるものです。現年分の退職者療養給付費交付金の減額によるものでございます。

5款 前期高齢者交付金は2,454万9,000円を増額するもので、本年度決算見込みによるものでございます。

6款 県支出金は1,298万3,000円を減額するもので、主に財政調整交付金の減額によるものです。

7款 共同事業交付金は1,072万5,000円の減額、主に保険財政共同安定化事業交付金の減額によるものでございます。

8款 財産収入73万8,000円の増額は、基金利子でございます。

9款 繰入金は5,169万1,000円の減額、一般会計からの繰入金等でございます。

10款 繰越金は9,069万4,000円の増額で、繰越金の確定によるものでございます。

次に歳出でございしますが、61ページをお願いします。

2款 保険給付費は1,681万5,000円の増額で、高額療養費の増額をお願いするものです。

3款 後期高齢者支援金等は3,428万3,000円の減額で、支援金の確定によるもので、4款 前期高齢者納付金等は42万1,000円の減額、納付金の確定によるものでございます。

6款 介護納付金は844万4,000円の減額で、介護納付金の確定によるものです。

7款 共同事業拠出金は2,827万8,000円の減額で、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金の確定によるものです。

8款 保健事業費は430万円の減額で、特定健康診査等事業費等の見込みによるものです。

9款 基金積立金の4,074万円の増額は、次年度以降の国保財政安定化を図るため、基金に積み立てるものでございます。

11款 諸支出金の3,619万9,000円の増額は、過年度分国庫支出金の返還金でございます。

62ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第13号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第17号 平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正予算書の102ページをお開きください。

今回の補正は、平成26年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、補正をお願いするもので、主に保険給付費のうち在宅介護サービス等給付費の増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,663万1,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ18億

8,937万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、105ページをお願いいたします。

歳出の1款 総務費は20万円減額し、補正後の額4,413万9,000円とするもので、介護保険事務事業経費で賃金の減額でございます。財源はその他財源で、一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は1,819万5,000円を増額し、補正後の額を18億445万9,000円とするもので、内容は在宅介護サービス等給付費3,556万円、介護予防サービス等給付費364万9,000円、高齢者介護サービス費87万6,000円を増額し、地域密着型介護サービス等給付費で1,300万円、施設介護サービス等給付費で800万円、地域密着型介護予防サービス等給付費で276万円を減額するものでございます。財源内訳は、保険料を281万7,000円、国県支出金709万6,000円、支払基金交付金527万6,000円、その他財源としまして、一般会計からの繰入金300万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

3款 地域支援事業費は177万4,000円を減額し、補正後の額を3,475万4,000円とするもので、介護予防事業費の減額でございます。

4款 基金積立金は41万円を追加し、補正後の額を54万円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、その他財源の基金利息41万円を増額するものでございます。

106ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第17号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第18号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の114ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合への負担金の減額等をするもので、第1条は、歳入歳出それぞれ538万8,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ4億9,700万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、116ページをお願いいたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は538万8,000円を減額し、補正後の額を4億8,724万5,000円とするもので、財源内訳は保険料で217万円、一般会計からの繰入金2,111万5,000円の減額と、その他財源といたしまして、繰越金93万円と諸収入で平成25年度療養給付費負担金の確定に伴います後期高齢者広域連合からの返還金1,696万7,000円の、合わせて1,789万7,000円を増額するものです。

117ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

赤スタンプ1の議案集の36ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の35ページをお開きください。

今回の改正は、全ての生活系一般廃棄物の処理が有料化する中で、美濃市埋立処分場へ持ち込む一般廃棄物の処理手数料は、1申請で50キログラムは無料となっております。埋立処分場へ持ち込む一般廃棄物処理経費の負担について、50キログラム以内でも有料化するために必要な条例改正をするものでございます。

議案説明資料の36ページの新旧対照表をごらんください。

第9条第1項第3号条文中にございますただし書き以降を削るものとしております。

附則につきましては、施行日を平成27年7月1日から規定しております。

以上で、議第27号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の37ページからと、議案説明資料も同じ37ページをお開きください。

今回、一部改正をお願いするのは、介護保険法第117条の規定によりまして第6期美濃市介護保険事業計画の策定に伴うもので、今後、65歳以上の第1号被保険者の増加が予測され、それに伴い特別養護老人ホームや認知症対応型グループホーム等の福祉施設の利用者の増加が見込まれ、介護給付費の大幅な増額が予想されることから、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料を見直しさせていただくことが1点と、また低所得者の方々への負担軽減を図るため、所得階層区分を7階層9区分から9階層に変更するものでございます。

それでは、こちらも赤スタンプ4の議案説明資料の37ページをお開きください。

表の左から、段階、対象者、基準割合、保険料年額を段階ごとに保険料年額に、それぞれお願いするものでございます。

条文の改正につきましては、39ページの新旧対照表をごらんください。

第2条で、該当の期間を平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までに改正し、同条第1号から第7号までの各号を第1号から第9号に改正し、新たに同条に第2項から第5項までの4項を追加するものでございます。

議案集の38ページには、附則第1条は施行日を平成27年4月1日からとし、第2条は経過措置を、第3条では改正法附則第14条に規定する事業についての経過措置について、それぞれ規定を定めております。

以上で議第28号の説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いをします。

次に、議第29号 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について御説明をいたします。

議案集の39ページからと、議案説明資料の41ページをお開きください。

平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、これに伴い、市において指定介護予防支

援等に関する基準について、国の基準を踏まえて市の条例で定めることが規定されたことに伴い、提案をさせていただくものでございます。

条文につきましては、第1章 総則から第5章 基準該当介護予防支援に関する基準までの5章立ての条文33条から成る条例でございます。

主な内容は、第1章は総則で、第1条で趣旨、第2条では基本方針を定め、第2章では人員に関する基準として、第3条で従業者の人数、第4条で事業所における管理者について定めるものでございます。第3章は、運営に関する基準を第5条から第29条にそれぞれ定めております。第4章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、第30条から第32条に定めております。第5章では、基準該当介護予防支援に関する基準について準用規定を定めており、附則では、この条例の施行日を平成27年4月1日からと定めております。

以上で議第29号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第30号 美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について御説明をさせていただきます。

議案集の58ページからと、議案説明資料の42ページをお開きください。

ここに提案させていただきましたのは、先ほどの議第29号と同じように、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、同法第115条の46第5項において、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について市の条例で定める必要があることから、提案をいたすものでございます。

第1条は趣旨を、第2条で基本方針を、第3条では職員に係る基準及び該当職員の数を定め、附則では、この条例の施行日を平成27年4月1日からと定めております。

以上、早口で説明をさせていただきましたが、民生部からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古田 豊君） これより、昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第4号、議第5号、議第6号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号、議第20号、議第33号、議第34号の10案件について、建設部長 丸茂賢治君。

○建設部長（丸茂賢治君） 皆さん、こんにちは。

それでは、建設部関係の議案説明をさせていただきます。

最初に、議第4号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明いたします。赤スタンプ2、予算書の199ページをお開きください。

初めに、簡易水道は5施設によって、市民生活の向上のため安全で安定した生活用水の供

給を行っております。本年度は、昨年度に引き続き県事業長良川河川改修事業に伴う洲原簡易水道配水管布設替え事業などを実施します。また、各施設につきましては、給水施設の定期点検を行い水質管理に努めるとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,571万6,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めております。

それでは、203ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

- 1款 使用料及び手数料6,649万8,000円は、水道使用料及び開栓手数料などがございます。
- 2款 工事費収入16万2,000円は、給水工事の受託費でございます。
- 3款 負担金71万6,000円は、新規加入者の加入負担金などがございます。
- 4款 繰入金4,833万4,000円は、一般会計からの繰入金でございます。
- 5款 繰越金4,000円は、前年度からの繰越金でございます。
- 6款 諸収入2,000円は、預金利子などがございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款 簡易水道費5,533万8,000円は、事務経費、維持管理経費、洲原簡易水道配水管布設替え事業などがございます。

2款 公債費5,987万8,000円は、市債の元利償還金でございます。

3款 予備費は、50万円を計上いたしました。

以上、歳入及び歳出予算総額は1億1,571万6,000円でございます。

なお、204ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第4号の説明を終わります。

続きまして、議第5号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

219ページをお開きください。

初めに、農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るために、7地区で供用開始しております。引き続き処理施設の適正な保守点検・修繕費及び維持管理経費の軽減を図り、効率のよい運営に努めるとともに、水洗化率の向上を図ってまいります。

また、未接続世帯対策として、供用開始後3年以上経過した世帯につきましても、100万円まで、5年償還の融資あっせんと、利率3%までの利子補給を行う水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度を今年度も引き続き実施いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,041万円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、222ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、223ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

2款 使用料及び手数料4,776万2,000円は、農業集落排水使用料などがございます。

3款 財産収入9万2,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

4款 繰入金1億8,165万3,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億672万3,000円は、事務経費及び施設維持管理経費などがございます。

2款 公債費1億2,368万7,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ2億3,041万円でございます。

なお、224ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第5号の説明を終わります。

続きまして、議第6号 平成27年度美濃市下水道特別会計予算について御説明いたします。239ページをお開きください。

初めに、公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るために3処理区で整備を進めており、整備率99%となっていることから、さらなる水洗化率の向上に努めます。

また、未接続世帯対策として、農業集落排水と同様、供用開始後3年以上経過した世帯につきましても、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度を今年度も実施いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億903万2,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、242ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」のとおり定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、243ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

- 1 款 分担金及び負担金1,807万円は、区域外流入分担金及び受益者負担金でございます。
- 2 款 使用料及び手数料 2 億2,393万2,000円は、下水道使用料などでございます。
- 3 款 国庫支出金6,525万円は、国からの下水道補助金でございます。
- 4 款 財産収入 7 万1,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。
- 5 款 繰入金 6 億1,455万1,000円は、一般会計及び減債基金からの繰入金でございます。
- 6 款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。
- 7 款 諸収入95万7,000円は、左岸雨水排水ポンプ維持管理負担金収入などでございます。
- 8 款 市債8,620万円は、管渠整備及び処理施設を対象事業とした市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

244ページをお開きください。

- 1 款 総務費3,550万8,000円は、事務経費などでございます。
- 2 款 下水道事業費 3 億2,385万5,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費及び処理場整備費でございます。

- 3 款 公債費 6 億4,966万9,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ10億903万2,000円でございます。

なお、245ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第6号の説明を終わります。

続きまして、議第10号 平成27年度美濃市上水道事業会計予算について御説明いたします。

337ページをお開きください。

初めに、上水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、平成12年度から実施しています第5次拡張事業計画に基づき事業の推進を図っています。本年度は、安毛配水池配水流量計設置工事を実施します。また、配水管布設替え工事など施設の更新により安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を3億3,710万4,000円に定めるものでございます。

次のページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用の予定額を2億7,652万4,000円に定めるものでございます。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額を2,790万円に定めるものでございます。

支出の第1款 資本的支出の予定額を2億2,165万4,000円に定めるものでございます。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に対し1億9,375万4,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおいて、不足額は、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填する旨、定めるものでございます。

次のページの第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を2,420万9,000円と定めるものでございます。

なお、341ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第10号の説明を終わります。

続きまして、議第14号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の74ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ762万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を1億7,748万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の限度額を改めるもので、洲原簡易水道基幹改良事業の減額補正に伴い、77ページの第2表のとおり簡易水道事業債の限度額を3,980万円に減額変更するものでございます。

78ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の1款 簡易水道費は、補正前の額から752万6,000円を減額し、補正後の額を1億1,770万1,000円とするものであり、その内容は、事務経費の調整、施設維持管理経費と工事請負費の確定による減額でございます。財源内訳は、使用手数料を139万6,000円、国県支出金を95万9,000円、地方債を290万円、その他財源を227万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

2款 公債費は、補正前の額から10万円を減額し、補正後の額を5,928万4,000円とするものであり、財源内訳は、使用手数料10万円を減額するものでございます。

なお、79ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第14号の説明を終わります。

続きまして、議第15号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

84ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ170万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を2億3,049万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

86ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の1款 農業集落排水事業費は、補正前の額から170万9,000円を減額し、補正後の額を1億632万4,000円とするもので、その内容は、減債基金積み立ての増額、消費税及び施設維持管理経費の減額によるもので、財源内訳は、繰入金10万5,000円、その他財源160万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2款 公債費は、財源内訳の変更でございます。

なお、87ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第15号の説明を終わります。

続きまして、議第16号 平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

90ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い、所要の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,907万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を14億5,121万8,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は繰越明許費で、93ページの第2表のとおり、左岸浄化センター建設事業費2億1,060万円を繰り越すものでございます。

第3条は地方債の限度額を改めるもので、処理場建設費の減額補正に伴い、第3表のとおり下水道事業債の限度額を2億8,740万円に減額変更するものでございます。

94ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の1款 総務費は、補正前の額に6万円を増額し、補正後の額を4,745万1,000円とするものであり、その内容は、事務経費の減額と基金積立金の増額によるもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金を3,000円減額し、その他財源で6万3,000円増額するものでございます。

2款 下水道事業費は、補正前の額から7,613万3,000円を減額し、補正後の額を7億6,846万9,000円とするものであり、その内容は、工事費の確定による減額で、財源内訳は、国県支出金を2,863万円減額、地方債を4,200万円減額、一般会計からの繰入金を93万6,000円増額、その他財源で643万9,000円減額するものでございます。

3款 公債費は、補正前の額から300万円を減額し、補正後の額を6億3,529万8,000円とするものであり、その内容は償還金利子の確定によるもので、財源内訳は、繰入金を93万3,000円、その他財源で206万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

なお、95ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第16号の説明を終わります。

続きまして、議第20号 平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

136ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い、所要の調整を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 水道事業収益の既決予定額から160万5,000円を減額し、補正後の額を3億3,906万8,000円とするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から598万6,000円を減額し、補正後の額を2億7,847万5,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款 資本的収入は、既決予定額から370万円を減額し、補正後の額を2億1,420万円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は、既決予定額から1,068万6,000円を減額し、補正後の額を4億646万6,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,226万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填する旨、改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を2億1,220万円に改めるものでございます。

なお、138ページ以降の説明は省略をいたしまして、議第20号の説明を終わります。

続きまして、議第33号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の63ページと、あわせて赤スタンプ4、議案説明資料の47ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、平成26年12月1日に下水道法施行令の一部を改正する政令が施行され、規定するカドミウムの下水排除基準が改正されたため、これに伴い、市で規定するカドミウムの下水排除基準も同様に改めるものです。

改正内容は、公共下水道が処理できない物質を含む下水の除害施設に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に係る排水基準を、1リットルにつき「0.1ミリグラム以下」を「0.03ミリグラム以下」に改めるものでございます。

なお、附則は、施行日を本年4月1日とするものでございます。

以上で、議第33号の説明を終わります。

続きまして、議第34号 市道路線の認定について御説明いたします。

64ページをお開きください。

今回市道認定をお願いいたします路線は民間開発道路の移管に伴うもので、整理番号1・極楽寺51号線でございます。この路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定を行うものでございます。

下の表に、認定する路線名と、起点・終点、重要な経過地を掲載しております。また、市道認定要図を次のページに掲載し、認定する路線を黒塗りで図示しておりますので、御参照ください。

なお、認定する道路の延長は95.8メートル、幅員は5メートルでございます。

以上をもちまして、建設部関係の議案の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第9号、議第19号の2案件について、美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第9号 平成27年度美濃市病院事業会計予算について御説明を申し上げます。赤スタンプ2、平成27年度美濃市予算書の303ページをお開きください。

初めに、平成27年度におきましても、引き続き安心して安全、健康なまちづくりにつなげるため、「地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供」をモットーに、二次救急医療機関としての医療体制や診療内容の一層の充実を図りながら、美濃病院の安定経営に努めてまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明を申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、年間患者数は、入院で3万9,711人、1日当たり平均では109人、外来患者数につきましては、年間8万190人、1日平均で330人を見込みました。主な建設改良事業では、外来棟及び健診棟の増築工事を予定してございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 病院事業収益は24億9,778万8,000円で、対前年度比2.4%、額にして5,862万2,000円の増額でございます。

第1項の医業収益は24億1,905万6,000円で、入院及び外来の収益が主なものでございます。

第2項 医業外収益は7,873万2,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は24億9,438万9,000円でございます。前年度は、地方公営企業法の改正による会計処理の影響もございまして、対前年度比は0.14%、額にして352万4,000円の減額となっております。

第1項 医業費用は24億1,413万9,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主なものでございます。

第2項 医業外費用は7,425万円で、企業債利息、雑支出などが主なものでございます。

このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

以上、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた額339万9,000円を純利益として見込みました。

304ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入は10億6,579万円で、第1項 企業債9億1,000万円は、外来棟、健診棟の増築に伴う建築工事及び医療機器購入費の財源の一部として借り入れるものでございます。

第2項 出資金1億5,579万円は、一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は22億345万4,000円で、第1項 建設改良費19億5,110万9,000円は、外来棟、健診棟の増築に伴う工事請負費や医療機器購入及び備品購入費などでございます。

第2項 企業債償還金2億5,234万5,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は、本条の括弧書きのとおりでございます。

第5条は、債務負担行為に係る美濃病院看護職員奨学金としての期間、限度額を、この表のように定めるものでございます。

第6条は、企業債に関し、起債の目的、限度額、利率等について、この表のとおり定めるものでございます。

305ページに移りまして、第7条は予定支出の各項間の流用について、また第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産であります医薬品等の購入限度額を2億円と定めるものでございます。

第10条は、重要な資産の取得について、医療機器におきましてはマンモグラフィーを初め5件、建物では外来棟及び健診棟増築分と定めるものでございます。

306ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第9号の説明といたします。

続きまして、議第19号 平成26年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の120ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額から84万8,000円を減額し24億3,831万8,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で、企業債利息及び高度医療でありますCT保守料の確定により他会計負担金の減額と、市町村職員共済組合追加費用及び

児童手当の確定による他会計補助金の増額が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を216万8,000円増額しまして25億2,331万8,000円とするものでございます。この内容は、第1項 医業費用のうち、給与費、経費、減価償却費等を増額する一方、材料費、訪問看護ステーション費等の減額、また第2項 医業外費用では、企業債の支払利息の確定による減額と消費税の増額をお願いするものでございます。

121ページに移りまして、第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに収入でございます。

第1款 資本的収入の既決予定額を2,869万2,000円減額し1億4,498万9,000円とするもので、その内容は、第1項 企業債では、建設改良費の財源に予定しておりました企業債の借入れを行わなかったことによる減額と、第2項 出資金では、前年度借入れいたしました企業債の償還元金の確定による増額でございます。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出の既決予定額を1,342万1,000円減額し2億8,038万8,000円とするもので、これは第1項 建設改良費のうち、増築の実施設計委託料の確定による減額と、第2項 企業債償還金を償還元金の確定により増額するものでございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を記載のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように定めるものでございます。

122ページに移りまして、第5条は、予算第6条に定めております企業債の限度額を今回の補正に伴い、借入れを取りやめましたので、このように改めるものでございます。

第6条は、予算第8条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により、既決予定額に759万4,000円を追加し12億7,837万2,000円とするものでございます。

123ページ以降の説明を省略させていただきます。議第19号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第11号、議第21号、議第22号の3案件について、総務部長堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番の補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理を初め、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,637万3,000円を追加し、補正後の予算総額を90億6,669万7,000円にするものです。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は繰越明許費の補正で、「第2表 繰越明許費補正」によるものです。

第3条は債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものです。

第4条は地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものです。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、固定資産台帳整備事業、地域消費喚起・生活支援型事業、地方創生先行型事業、下水道特別会計繰出金、埋蔵文化財発掘調査県受託事業（県道岐阜・美濃線）で、それぞれの繰越額は表のとおりです。

9ページをお開きください。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、債務負担行為の廃止で、公共用地等の取得費、金融機関の市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、農業企業化資金利子補給、工場誘致奨励金、美濃手すき和紙後継者育成奨励金をそれぞれ廃止するものです。

10ページに移りまして、第4表 地方債補正につきましては、サイクルツアー交通安全施設整備事業、社会資本道路整備事業、耐震性貯水槽整備事業、河川災害復旧事業の限度額をそれぞれ減額し、交通安全施設整備事業を廃止するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので、12ページをお開きください。

1款 議会費は281万9,000円を減額し、補正後の額を1億2,419万9,000円にするもので、議会事務経費、議会運営経費を減額するもので、財源は一般財源です。

2款 総務費は2億9,104万8,000円を追加し13億6,725万円にするもので、市民わくわくふれあい施設整備基金積立金、長良川鉄道運営補助経費、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金、地域消費喚起・生活支援型事業、地方創生先行型事業費等を増額し、総務管理事務経費、本庁舎施設管理経費等を減額するものです。財源は、国県支出金を7,581万1,000円、ふるさと応援寄附金等その他財源を1,389万9,000円、一般財源を2億133万8,000円をそれぞれ増額いたします。

3款 民生費は9,180万5,000円を減額し27億2,662万2,000円にするもので、国民健康保険特別会計繰出金を増額し、臨時福祉給付金給付事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、児童手当給付経費等を減額するものです。財源は、国県支出金6,388万4,000円を減額し、社会福祉基金利子のその他財源を81万9,000円増額し、一般財源を2,874万円減額いたします。

4款 衛生費は1,422万4,000円を減額し8億8,341万7,000円にするもので、予防接種事業、健康増進事業、病院事業会計負担金等を減額するものです。財源は、国県支出金23万3,000円、その他財源を60万7,000円、一般財源1,338万4,000円をそれぞれ減額いたします。

5款 労働費は100万円を減額し、補正後の額を440万円にするもので、岐阜県勤労者生活資金融資預託金を減額するものです。財源は、預託金返戻金のその他財源を100万円減額いたします。

6款 農林水産業費は588万9,000円を減額し3億328万2,000円にするもので、美濃中央高原関係経費、里山景観整備事業、絆の森整備事業等を減額するものです。財源は、国県支出金を583万2,000円減額し、ふるさと農村活性化対策基金利子のその他財源を2万円増額し、一般財源7万7,000円を減額いたします。

7款 商工費は2,171万3,000円を減額し2億8,938万1,000円にするもので、民間活力創生事業等を減額するものです。財源は、国県支出金1万8,000円を増額し、民間活力創生基金繰入金等のその他財源を1,962万9,000円、一般財源を210万2,000円、それぞれ減額いたします。

8款 土木費は1億3,057万8,000円を減額し11億2,165万8,000円にするもので、市単市道道路改良事業、社会資本道路整備事業、交通安全施設整備事業、土地区画整理組合補助経費等の減額によるものです。財源は、国県支出金を3,364万6,000円、地方債を3,190万円、区画整理工事受託事業収入等のその他財源を514万円、一般財源を5,989万2,000円、それぞれ減額いたします。

9款 消防費は880万9,000円を減額し3億9,778万8,000円にするもので、消防団員被服費等貸与経費、消防団員退職報償経費等の減額によるものです。財源は、国県支出金4万8,000円を増額し、地方債40万円、消防団員退職報償金のその他財源177万7,000円、一般財源668万円を減額いたします。

10款 教育費は867万7,000円を減額し9億4,068万8,000円にするもので、本美濃紙後継者育成基金積立を増額し、教育用コンピューター関係経費等を減額するものです。財源は、国県支出金136万4,000円を減額し、ふるさと応援寄附金等のその他財源を329万9,000円増額し、一般財源を1,061万2,000円減額いたします。

11款 災害復旧費は168万4,000円を減額し833万6,000円にするもので、現年補助災害復旧事業を減額いたします。財源は、国県支出金を112万4,000円、地方債を60万円減額し、一般財源4万円を増額いたします。

12款 公債費は1,258万3,000円を減額し8億3,407万円にするもので、市債償還元金を増額し、市債償還利子を減額いたします。財源は、全て一般財源の減額です。

13款 諸支出金は5,510万6,000円を追加し5,560万6,000円とするもので、市土地開発公社で保有しておりますもみじが丘の用地を一般会計で取得するものです。財源は、全て一般財源です。

以上、今回の補正をお願いいたします総額は4,637万3,000円を追加するもので、その財源内訳は、国県支出金3,020万6,000円、地方債3,290万円、その他財源1,011万6,000円をそれぞれ減額し、一般財源1億1,959万5,000円を増額いたします。一般財源は、市税1億2,800万円、地方交付税4億1,025万3,000円等を増額し、財政調整基金等繰入金4億4,000万円を減額いたしております。

13ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第11号の説明は終わります。

続きまして、議第21号は、美濃和紙の日を定める条例を定めるものです。

それでは御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集9ページをごらんください。

本美濃紙が、平成26年11月27日に「和紙：日本の手漉和紙技術」として、国際連合教育科学文化機構、通称ユネスコの無形文化遺産登録されました。これを契機に、美濃和紙の継承・発展に御尽力いただいた先人に感謝し、市民全員が誇りを持ち、美濃和紙の歴史と文化の価値を認識し、国内外への情報発信、産業振興、観光振興などさまざまな取り組みを展開するため、「美濃和紙の日」を11月27日に定めるものとします。

施行日は公布の日といたします。

続きまして、議第22号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回、行政手続法の法律が一部改正されました。行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める制度が創設されたので、美濃市行政手続条例の所要の改正を行うものとします。なお、美濃市税条例に引用されている部分も改正となります。

赤スタンプ1の議案集10ページでございますが、議案説明資料で説明いたしますので、赤スタンプ4の3ページ、条例新旧対照表の新的下線の部分をごらんください。

目次中「第4章（第30条—第34条）」を「第4章（第30条—第34条の2）」に改め、「第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」を追加し、本則中の「名宛人」を改めます。

続いて、4ページに移ります。

第3条中「第4章の2」に改め、同条中の「関わる」に改めます。

続きまして、6ページに移ります。

第33条第2項を追加し、第3項と第4項の項ずれと、「前2項」に改めます。

7ページに移り、第34条の2を追加し、「第4章の2」の「処分等の求め」、第34条の3「（処分等の求め）」を追加します。

8ページに移りまして、同条第2項、第3項を追加いたします。

以上で、議第11号・議第21号・議第22号の説明は終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第23号、議第24号、議第25号の3案件について、参事兼秘書課長 林信一君。

○参事兼秘書課長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の13ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ4の議案説明資料の9ページを御参照いただきたいと思います。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等、地方教育行政制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、その施行に伴い、関係条例の整備等に関する条例を制定するものであります。

これは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、身分が常勤の特別職の職員となることにより、現行の関係条例のうち廃止または一部改正が必要な5つの条例につきまして、まとめて整備する条例を制定するものでございます。

条文につきましては、第1条では、教育長の給与その他の勤務条件に関する条例について、新教育長は特別職となることから、教育長が一般職であることを前提としました教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止するものです。

第2条では、美濃市職員等の旅費に関する条例につきまして一部改正を行うもので、新教育長の旅費の日当等を追加規定しております。

第3条では、美濃市特別職の職員の給与に関する条例につきまして一部改正をするもので、新教育長の給料「月額57万8,000円」を追加するものです。

第4条では、美濃市特別職報酬等審議会条例について一部改正をするもので、審議会の調査審議事務に、「教育長の給料の額について」を追加するものであります。

第5条では、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について一部改正をするもので、教育委員長制度が廃止されることに伴い、教育委員会委員の報酬を委員のみの報酬とするものであります。

附則では、施行日を平成27年4月1日と定めております。

続きまして、議第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について御説明申し上げます。

議案集の16ページをお開きください。あわせて、議案説明資料の13ページをごらんいただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新教育長は常勤の特別職となるため、これまで一般職の職員として規定されてきた教育長の勤務条件等を特別職のものに変更し、新たに条例を制定するものです。

新教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の免除について、具体的な事務執行を行うこと等、その職責に鑑み、従来どおり一般職の職員の例によるものとしております。

附則では、施行日を定めております。

続きまして、議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の18ページをお開きください。議案説明資料の14ページとなります。

今回の改正は、昨年の人事院勧告を受けまして、国家公務員給与について、ことし4月から給与制度の総合的見直しが実施されることに伴い、美濃市においても同様の措置を講ずる所要の改正を行うものです。

当市では、国の制度を基本とし、人事院勧告の内容を尊重して給与等関係条例を改正してきております。

今回の主な改正内容について御説明いたします。

給料表の改定におきましては、人事院勧告の内容に準じて引き下げ改定を行うもので、行政職（一）表につきまして、平均で2.0%引き下げます。1級または2級の低位号俸については据え置きとし、3級以上の級で高位号俸を中心に引き下げを行っております。医療職（二）表、（三）表についても、勧告どおり引き下げを実施するものでございます。

次に、単身赴任手当の改定では、基礎額及び帰宅費用相当分の加算額の限度額をそれぞれ引き上げるというものでございます。

次に、管理職特別勤務手当の改定では、管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき、4,000円を超えない範囲で手当を支給するというものでございます。

次に、医師を除く管理職で、55歳を超える職員の給料月額1.5%減額支給措置、こちらにつきましては平成22年度から実施されておりますが、平成30年3月31日をもって廃止するというものでございます。

また、改定する給料表につきましては、別表第1の行政職給料表（一）につきまして、議案集の19ページから23ページまで、医療職給料表（二）につきましては、同じく議案集の23ページから27ページ、医療職給料表（三）につきましては、27ページから33ページまでに掲載をさせていただいております。

附則では、施行日を平成27年4月1日と定めております。

また、今回の給与引き下げに対する激変緩和措置として、平成30年3月31日までの3年間に限り、本年3月31日に受けていた給料との差額を支給する現給保障を規定しております。

以上で、議第23号、議第24号及び議第25号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第26号について、教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第26号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の35ページ及び赤スタンプ4の条例の改正等の概要の33ページをお開きください。

この条例改正は、ユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙・手すき和紙技術の保存及び継承、並びに手すき和紙用具の維持・継承のため、後継者の育成に係る事業資金を積み立

てる基金を新設するもので、積立基金条例の改正を今回お願いするものです。

改正の内容につきましては、赤スタンプ4の条例の改正等の概要34ページの新旧対照表により説明します。

美濃市積立基金条例第2条の市制60周年記念事業基金の次に本美濃紙後継者育成基金を追加するもので、これは、本美濃紙・手すき和紙技術及び手すき和紙用具製作技術の後継者育成に関する事業の経費に充てるものです。

なお、附則につきましては、施行日を公布の日としております。

以上で議第26号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第31号、議第32号の2案件について、産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の61ページと赤スタンプ4、議案説明資料の43ページをお開きください。

今回の改正につきましては、第6条に規定する損失補償は、平成18年3月31日以前に貸し付けた中小企業者の借入金について、岐阜県信用保証協会が代位弁済した場合、市が10分の1を協会に補償するもので、第7条で貸付期間96カ月（8年）とされており、平成27年3月31日をもって対象がなくなることから、当規定を削除するものです。

改正内容につきましては、第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第14条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、附則では、施行期日につきまして、平成27年4月1日と定めております。

以上で、議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして、議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の62ページ及び赤スタンプ4、議案説明資料の45ページをお開きください。

今回の改正につきましては、平成26年度に、道の駅に電気自動車用充電設備を設置するに当たり、その管理及び利用方法を規定するための改正を行うものです。

改正内容につきましては、別表（第8条関係）に、電気自動車用充電設備を附帯施設として位置づけ、利用の許可を要する施設に追加するものです。

なお、附則では、施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上で、議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で34案件の説明は終わりました。

第39 議第35号から第41 議第37号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 次に、日程第39、議第35号から日程第41 議第37号までの3案件について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第35号、議第36号、議第37号の3案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第35号、議第36号、議第37号について提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第35号 美濃市名誉市民の選定について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の66ページをごらんください。

前市長の石川道政氏を美濃市名誉市民に選定したく、美濃市名誉市民条例の規定により議会の同意をお願いするものであります。

石川道政氏は、住所は美濃市1777番地2、生年月日は昭和15年8月28日生まれの74歳であります。

石川さんは、市議会議員を1期務められた後、平成7年7月に市長に初当選され、以来平成25年12月までの5期18年5カ月の長きにわたり市長として、美濃市のかじ取り役を担われました。その間、下水道・農業集落排水事業の推進、うだつの町並みの国の重要伝統的建造物群保存地区への選定、電線類の地中化、美濃病院新築移転とその経営改善、合併問題の中での美濃市として存続の道を歩むことの英断、学校再編成、美濃インター前周辺整備など数々の御功績がございます。また、昨年11月に決定の運びとなりました、本美濃紙の日本の手漉和紙技術としてユネスコ無形文化遺産への登録にも、当初より大変御尽力をされました。

市民生活に密着した都市基盤や生活環境の整備を進めるとともに、美濃和紙やうだつの町並みの利活用、市民主体の「美濃和紙あかりアート展」や「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」の開催などにより観光客が増加し、市内ににぎわいが戻ってまいりました。これは、石川市政が目指された「市民が主役、市民と行政の協働によるまちづくり」が着実に実を結んできた結果であり、「市民がつくる キラリと光る オンリーワンのまち」として、美濃市の発展に多大な貢献をされました。

したがいまして、その功績をたたえとともに、美濃市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰いたしたく存じます。

次に、議第36号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

議案集の67ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めいただいております中田和子さんにつきましては、平成23年4月から2期目の委員をお願いしておりますが、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

後任には、美濃市御手洗166番地1、佐藤よしみさんをお願いするものです。

佐藤さんは、昭和29年12月11日生まれの60歳で、任期は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でございます。

佐藤さんは、保育士として長年お勤めで、美濃教育事務所勤務や牧谷保育園園長などを歴任されております。その間、民生委員で主任児童委員も務められ、人望も厚く人格が高潔で、地方自治の本旨及び人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任でありますので、選任いたしたいと存じます。

以上の2議案につきまして、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議第37号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

議案集の68ページをごらんください。

人権擁護委員としてお務めをいただいております瀨瀨美和子さんの任期は、平成27年6月30日をもって満了となりますが、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお伺いするものでございます。

瀨瀨美和子さんは、住所が美濃市保木脇1630番地1、年齢は昭和25年11月9日生まれの64歳、平成9年6月に就任されて、現在6期目をお務めいただいております。

瀨瀨さんは、広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任でありますので、候補者として推薦いたしたく、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第35号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手多数であります。よって、議第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第36号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第37号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月12日までの10日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3
月12日までの10日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月3日の午後4時まで、質疑については3
月5日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月13日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月2日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 塚 田 歳 春

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

平成27年3月13日

平成27年第1回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成27年 3月13日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成27年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成27年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成27年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成27年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第13 議第12号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第13号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第14号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第15号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第16号 平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第17号 平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第18号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第19号 平成26年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第20号 平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第21号 美濃和紙の日を定める条例について
- 第23 議第22号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 第25 議第24号 美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

- 第31 議第30号 美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第32 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第33号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第34号 市道路線の認定について
- 第36 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第36までの各事件

出席議員（12名）

2 番	岡 部 忠 敏 君	3 番	辻 文 男 君
4 番	庄 司 義 廣 君	5 番	古 田 豊 君
6 番	太 田 照 彦 君	7 番	森 福 子 君
8 番	山 口 育 男 君	9 番	佐 藤 好 夫 君
10 番	岩 原 輝 夫 君	11 番	日比野 豊 君
12 番	野 倉 和 郎 君	13 番	塚 田 歳 春 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
総 務 部 長	堀 部 勉 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君
産 業 振 興 部 長	高 橋 浩 二 君	建 設 部 長	丸 茂 賢 治 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君	教 育 次 長	古 田 俊 彦 君
美濃病院事務局長 兼 管 理 課 長	柴 田 徳 美 君	産 業 振 興 部 参 事 兼 産 業 課 長	澤 村 佳 史 君
建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	宮 木 安 喜 君	建 設 部 参 事 兼 土 木 課 長	辻 隆 男 君
参 事 兼 秘 書 課 長	林 信 一 君	総 務 課 長	澤 村 浩 君
総 合 政 策 課 長	市 原 俊 美 君	市 民 生 活 課 長	西 部 充 俊 君
健 康 福 祉 課 長	篠 田 博 史 君	観 光 課 長	辻 幸 子 君

教育総務課長 猿 渡 政 明 君
人づくり文化課長 北 村 道 弘 君

学校教育課長 中 島 玲 子 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平 野 一 彦

議会事務局長 武 井 誠
議次

議会事務局主査
兼庶務係長 加 藤 広 安

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 辻文男君、4番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第35 議第34号までと第36 市政に対する一般質問

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第1号から日程第35、議第34号までの34案件を一括して議題といたします。

日程第36、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

市政みらい、12番 野倉和郎君。

○12番（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

市政みらいを代表して代表質問を行います。

昨年1月末の武藤市長就任以来、1年余り経過をいたしました。平成26年度は市制施行60周年という記念すべき年であり、5月の記念式典のほか、「うだつの町並み博覧会」、市民参加による「サンバパレード」「ヒカリデツナガルミノ」など、市民みずからが考え、つくり上げた市民主導、市民総参加のさまざまなイベントも開催され、明るい未来に向けての大きな節目の年となったことと思います。

また、11月27日には、長年の念願でありました本美濃紙が日本の手すき和紙技術としてユネスコの無形文化遺産登録が決定となり、ビッグニュースとして、テレビ・新聞はもとより、インターネットなどでも日本中に大きく報道をされました。登録決定以降も、本美濃紙保存会の会員さんの工房へは、連日のように全国からの新聞社、テレビ局、雑誌の取材のほか、本美濃紙の問い合わせなどが相次ぎ、対応にうれしい悲鳴を上げているとのことも伺っております。私自身も、紙すきの家に生まれ育ち、和紙に深く携わった一人として、先人たちがかたくなに守り続けてきた伝統技術が世界に認められたことを大きな誇りに思うとともに、今後も手すきのわざを後世にしっかりと伝えなければならない責任の重さを痛感していると

ころでございます。今回のユネスコ無形文化遺産登録は、今後の手すき和紙技術の継承や保存のみならず、美濃和紙をテーマとした和紙の里の活性化のほか、市全体の産業、観光や地域活性化にもつながるものと大きく期待しております。

こうした中、昨年5月、民間研究機関である日本創成会議が発表した2040年の人口推計では、全国約1,800市町村のうち、半数近くの898の自治体が2040年には消滅する可能性があるという衝撃的な発表がありました。岐阜県内では17の市町村の名が上がり、美濃市も2040年の人口が1万5,399人で、20歳から39歳までの若年女性の減少率が50.2%となり、消滅可能性都市の一つとされました。

これが契機となり、政府においても急速に人口減少対策の気運が高まり、6月の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針では、50年後の人口を1億人程度の安定した構造を目指し、少子化と人口減少克服を総合的に推進するとし、9月の第2次安倍改造内閣では、地方創生を改造内閣の最重要課題として掲げ、地方創生担当大臣を設置するとともに、新組織であるまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、名実ともに地方創生に向け取り組むことになりました。

秋の臨時国会では、急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京一極集中の是正に向け、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

また、12月には消費税率の再引き上げや経済政策などのアベノミクスの継続を争点とした衆議院の解散・総選挙が実施され、自民・公明の連立与党が圧勝し、第3次安倍内閣においては、引き続きアベノミクスの経済政策とともに、地方創生や人口減少対策への取り組みが最重要課題とされ、12月27日には、緊急経済対策のほか、2060年に1億人程度の人口確保のための中・長期展望を示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、2019年までの5年間の政策目標や施策を示したまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。

これを受け、地方自治体でも、同様な人口ビジョン、地方版の総合戦略を策定することが努力義務として課せられ、美濃市におきましても、既に地方版の総合戦略の策定に向けての業務を進められているとお聞きしております。まさに、武藤市長の就任1年間は、市制60周年記念事業、ユネスコ無形文化遺産登録、地方創生元年と、激動の1年であったと思います。

昨年の施政方針で、武藤市長は、「住み続けたい美濃市づくり」「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を進めるとして、時代を先取りし、前例にこだわることなく、現場に出向き、実情をしっかりと把握して、課題・問題を見きわめ、市民とともに行動していくことを基本姿勢とした「対話重視」「現場主義」により見えないところに目を向け、声なき声に耳を傾けた行政運営を進めると所信を述べられました。

また、3つの重要施策として、1つ目、「安全・安心社会の実現」に向けては、高齢者が元気で活躍できる社会づくりや安心して子育てができる環境整備、住み続けられる地域の実現などを上げられました。2つ目の「地域資源を生かしたまちづくり」では、美濃市ブランドの確立のほか、体験創造型観光に向けての観光地域づくり、美濃和紙産業の振興など、3つ目として「将来を見据えたインフラ整備への取り組み強化」では、（仮称）池尻・笠神工

業団地の整備、大矢田トンネルの整備などを上げられています。

そこで、市政みらいを代表して、武藤市政1年の市政運営、笑顔あふれる元気な美濃市の取り組みと、今後の地方創生に向けての方針について、市長にお伺いいたします。

1点目、武藤市政1年間の3つの重要施策についての取り組みの状況と、すぐに行う公約とされたインター前ホームセンター誘致状況、給食費の支援や高校生の入院治療費の無料化などの取り組みの状況についてお伺いいたします。

2点目、平成27年度は、第5次総合計画の前期計画の総括の年です、後期計画策定とあわせて、今後の地方創生に向けての地方版総合戦略策定については、どのような方針で取り組まれるのかをお伺いいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

市政みらいの野倉議員の代表質問の対しまして、お答えをさせていただきます。

私の1年目の市政運営としまして、「笑顔あふれる元気な美濃市」ということについて取り組んでまいりました。また、さらに今後、地方創生元年ということで、地方創生に向けての方針ということで取り組んでいくこととしております。

そこで、御質問の1点目であります1年間の取り組みの状況についてお答えさせていただきます。

昨年1月末の市長就任以来、「対話重視」と「現場主義」をモットーに、私自身が現場へ出向き、多くの市民の皆様からお話をお伺いし、一緒になって考え行動し、「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を目指して、職員とともに全力を挙げて市政に取り組んできたところでございます。ことし1月25日までの市長就任の1年間に、会議、行事等への出席回数は483回、このうち現場へ出向いての関係者の方々との懇談や地区のイベント参加等が162回で、多くの方々からのお話をお伺いすることができました。

市長就任時にお約束をいたしました、すぐ行う公約の実現についてのインター前ホームセンターの誘致につきましては、昨年12月議会でもお答えいたしましたとおり、株式会社コメリが中央地区で出店の予定でございまして、ことしの夏ごろから着工見込み、来春にはオープンというふうに聞いております。

このほか、公約の暮らしの支援のうち、学校給食費への2人目半額助成、3人目以降全額助成につきましては、3月末までの1年間では該当者数489人、約1,250万円の助成を見込んでおります。保育園・幼稚園の全ての園児を対象にした給食費3分の1助成では、1年間で約210万円の助成を見込んでおります。このほか、乳幼児への紙おむつ購入助成につきましては、2月末で395人の方に3,304枚の助成券を発行しており、また高齢者世帯への弁当購入助成の増額につきましては、2月末現在で8,925食の利用があり、昨年同月末の7,150食と比べて1,775食の利用増となっております。高校生入院医療費の無料化につきましては、2月末までに1件の申請でございました。すぐ行う公約につきましては、おおむね順調に進めることができたものと考えております。

なお、これ以外にも、各自治会から要望のありました市道の修繕や側溝の改良等につきましても、議員の皆様のご理解をいただき、昨年6月議会において補正予算3,000万円を計上し、おおむね要望の8割以上にお応えすることができたところでございます。

また、平成26年度の市政運営につきましては、すぐ実施する公約への取り組みに加え、市制施行60周年の記念すべき年として、未来に向けて市民の最大の幸福と明るい希望の持てる「住み続けたい美濃市づくり」に邁進するとし、取り組みを進めてまいりました。取り組むべき3つの重要施策として「安全・安心社会の実現」「地域資源を生かしたまちづくり」「将来を見据えたインフラ整備への取り組み強化」を掲げ、安全・安心社会の実現では、子育て環境の充実として、公約の給食費の支援や赤ちゃんのおむつ購入助成などのほか、予防接種費用支援や消防団の報酬引き上げ、夏用の活動服の支給などを進めてまいりました。

また、地域資源を生かしたまちづくりにつきましては、市制60周年記念事業として、市民の皆さんによる多くの記念イベントの開催のほか、美濃和紙の里会館の20周年記念事業の紙板まつりや60メートルの紙すき、原動機付自転車のオリジナルナンバーの作成、美濃市史の編さん事業の開始などの事業を進めておるところでございます。

将来を見据えたインフラ整備への取り組み強化につきましては、大矢田トンネル整備につきましては路線が確定し、早期着工への環境整備が整いつつあります。現在、半道から御手洗間の道路改良工事が実施されており、継続してトンネル工事に着手し、早期供用開始ができるよう、地元地権者の皆様のご協力を得て県に要望してまいることとしております。また、（仮称）池尻・笠神工業団地整備につきましては、昨年9月に東海農政局との協議、連絡調整が終了し、工業団地計画区域内の農地の農振除外及び農地転用が可能となり、工業団地開発区域が確定し、12月末には、岐阜県土地開発公社において地質調査、道路設計など概算事業費を算出するための基本調査等が発注され、現在調査中であります。このほか、県道岐阜美濃線の4車線化につきましては、現在、大矢田東端地内から極楽寺地内の間で局部拡幅工事が行われており、市といたしましても引き続き、東海環状自動車道の開通に合わせて供用開始できるよう要望してまいります。

また、昨年は、市制施行60周年という節目の年を市民総参加でさまざまなイベントを実施してまいりました。5月3日の記念式典及び「美濃歴史文化うだつの町並み博覧会」に始まり、市民参加による「サンバパレード」や「ヒカリデツナガルミノ60」のほかに、1月末には60周年記念事業の最後を飾るにふさわしい創作音楽劇「紙すきのうた」の上演など、いずれも盛会のうちに無事終了することができました。また、念願でありました本美濃紙が日本の手すき和紙技術として、ユネスコ無形文化遺産への登録が決定となり、市民の皆様とともに大きな喜びを共有することもできました。今後の市政運営の中で、この大切な技術を保存・伝承し、後世までしっかりと伝えることが重大な責務であることを痛感したところでございます。

次に、御質問の2点目でございます。今後の地方創生に向け、地方版総合戦略の策定はどのような方針で取り組むのかについてお答えをいたします。

国は、昨年11月28日、少子・高齢化に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としたまち・ひと・しごと創生法を施行し、12月27日には人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年間の目標や施策の基本的方向と具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。この国の総合戦略を勘案して、都道府県、市町村にも地方版の総合戦略の作成が努力義務として課せられております。

岐阜県においても、2月13日に開催された第3回ぎふ創生県民会議において岐阜県版の総合戦略と人口ビジョンの素案が示され、2月24日には、県内の全ての市町村を集めて「清流の国ぎふ」創生市町村連携会議が行われ、素案についての内容が提示されました。

美濃市の総合戦略の策定に当たりましては、昨年5月の日本創成会議による消滅可能性都市の一つとして発表されたことを受け、既に人口問題についての認識を深め、庁内に美濃市人口問題研究会を立ち上げ、調査、政策についての検討を進めております。これらをベースに、国及び県の総合戦略を勘案し、市民総参加の美濃市版の人口ビジョンと総合戦略の早期策定を進め、平成27年度上半期をめどに完成をしたいと考えております。

また、本年は美濃市第5次総合計画の前期基本計画の最終年度として前期5年間の検証を進めるとともに、後期基本計画策定の年でもありますので、まち・ひと・しごと創生美濃市版総合戦略と美濃市第5次総合計画後期基本計画の策定に当たっては、一体的に進めていくこととしております。

総合戦略の策定方針につきましては、昨年のユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙を核として、和紙産業を中心に地域資源を活用した地方創生に取り組むことで、人口減少対策や地域活性化を進めることとしています。既に今議会に、地方創生先行型事業として特産品開発事業や移住・定住事業などを提案しているところでございますが、これら先行型事業を盛り込んだ将来を見据えた総合戦略の暫定版を早期に策定するとともに、産官学金労を含む市民代表の皆様による、仮称ではありますが総合戦略策定会議を設置し、各地域ごとの戦略会議や商工・観光関係団体による戦略会議、教育・福祉関係団体などによる戦略会議、子供戦略会議などを早期に立ち上げ、市民の皆さんから御提案をいただき、美濃市版の総合戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。議会におきましても、特別委員会、あるいは議員による戦略会議などの開催を通じて十分な御議論をお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、人口問題、地方創生につきましては市のみでは実現が困難でありますので、国・県の御支援を受けながら市民の皆様と一緒に取り組んでまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 12番 野倉和郎君。

○12番（野倉和郎君） 事細かに大変いい答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

います。市長におかれまして、今後、健康に御留意されまして、一生懸命市政に頑張っていると思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、一般質問に入ります。

最初に、9番 佐藤好夫君。

○9番（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問1点を行います。

昭和中学校の学級編制の進捗状況について、教育次長にお尋ねをいたします。

12月議会において、平成26年度の昭和中学校の生徒は、1年生が36人、2年生が51人、3年生が44名で、学級編制は、岐阜県教育委員会の少人数学級の方針に基づき、全ての学年で2クラス編制となっています。これにより、各教科の授業ではきめ細かな指導ができることに加えて、複数のクラスがあるので、生徒会活動、体育祭などお互いに切磋琢磨できる環境が整備され、活力ある学年の経営が可能となっています。このことは、学校全体に活力を生み出していますし、生徒も、保護者も、そして先生方も感じていると聞いております。

岐阜県教育委員会の35人以下の少人数学級の方針には、大変感謝をしているところであります。

そこで、平成27年度の生徒数の予定を見ますと、1年生が45人、2年生が36人、3年生が51人となり、岐阜県教育委員会の少人数学級の方針によりますと、現在の1年生が2年生になると1クラスに再編されることとなります。かつては、県教育委員会が示す学級編制の基準にのっとり行わなければならなかった学級編制であります。近年の法律改正により、学級編制に関して、県教育委員会は市教育委員会の意見を尊重することが義務づけられております。

現在の1年生の学習状況、並びに学校運営などに考慮し、引き続き複数学級を継続することを生徒、保護者、先生の皆様も望んでおられます。実現に向けて、12月議会にこのことについて一般質問をお願いをしましたが、その進捗状況をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） おはようございます。

ただいまの佐藤議員の一般質問、昭和中学校の学級編制の進捗状況についてお答えします。

平成23年に、学級編制について定めている公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校の設置者である市町村教育委員会がみずからの判断と責任で学級編制を行い、地域や学校の実情に応じて、最も効果的な学習、生活指導を行うための適切な学級編制を実施できるようになりました。12月の市議会において、県の学級編制基準によって少人数学級が解消され、学年が単学級編制になる場合の市独自の学級編制による複数学級の維持について要望、提案をいただきました。

その後、市の学級編制にかかわる規則について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、関係者の御意見もお聞きし、単学級になる場合については、複数学級継続が可能になるように新たに規則を制定しました。

県の基準では、平成27年度の昭和中学校第2学年については単学級となるため、市の規則に基づいて意見を求めた結果、関係者の総意により、複数学級編制を実施することになりました。このことにより、学年が2学級編制となり、また、全校が2つの集団をなすことができ、生徒会活動や体育祭等の行事において、互いに切磋琢磨する機運が高まると考えます。さらに、学級担任と生徒とのかかわりも深くなるとともに、生徒同士の安定した仲間関係を構築することもできると考えます。教員の配置については、県の基準より、学級数が増加することへの措置として市費負担非常勤講師を配置します。

以上のような市独自の柔軟な学級編制の実施により、一層の教育的効果を生み出し、人間力、文化力を身につけたたくましい子供が育っていきますことを期待しております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 佐藤好夫君。

○9番（佐藤好夫君） ありがとうございます。

学校教育に対して前向きに対応していただきましたことに対し、私は大変評価をするものでございます。これも、昭和中学校生徒や先生、PTAの熱意あるお願いの成果が出していただけたものと思います。これによって、活力ある学校生活ができる環境をつくっていただきました。

答弁にもありましたように、生徒たちは、人間力、文化力を増し、これからの中学校においての教育に対し、こうした成果を上げてくれるものと私は信じております。

こうした短い時間に御尽力をいただきました教育委員会、また市に対し、心から敬意を表して、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（古田 豊君） 次に、11番 日比野豊君。

○11番（日比野 豊君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、市政に対する一般質問を行います。

子育て支援、高齢者福祉を目指した美濃市独自の人口増施策について、最初に建設部長、次に民生部長にお尋ねするものでございます。

戦後70年を迎えた今日、国においても、地方においても、急速な少子・高齢化による人口減少問題が最重要課題となっております。この人口減少問題、本市においても、市制施行60周年を迎えた今日、昭和29年の市制施行時より約1万2,000人の行政人口が減少をしております。反面、本市においては、町並み整備や伝統文化の保存と伝承などにより、それぞれの時代に即した事業の施行により、本市へ訪れる交流人口は年々増加をしております。このような交流人口、観光客の増加は、美濃市民にとっては誇らしく、勇気と希望を与えていますが、行政人口の減少は、市民に対して寂しさと不安を与えているのが現状であります。

国の人口動態統計によれば、日本の人口は、平成17年に人口減少社会に入り、その人口構

成の推移を見てみますと、全人口に占める生産年齢人口（15歳から64歳まで）の割合は、平成7年を頂点に減少し、平成19年以降数年は、私ども第1次ベビーブームのときに生まれた団塊の世代が60歳に達していることから、今後毎年200万人以上が60歳となり、定年退職者が急増している今日であります。私もそうではありますが、私ども団塊の世代に生まれ育った者は、いわゆる家族とのかかわり、近くでの友達との遊び仲間、また同級生とのかかわり、文化の伝承による地域とのかかわり、このような意識が強い世代であります。生まれ育った故郷を懐かしみ、愛着を持ち、できればUターンして親と暮らしたいと願う方も多く見えます。

このような観点に立ちまして、第1点目といたしまして、本市独自の人口増対策として、本市へのUターン者が親と同居をされる方への家屋の改修費等の支援はできないか、建設部長にお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、同居世帯に対しての奨励制度の創設はできないか、民生部長にお尋ねいたします。

ここで申し述べます同居世帯というのは、平均寿命が長くなっておりますので、3世代、4世代を対象にして質問をさせていただきます。

厚生労働省のアンケート調査によりますと、日本の家族のあり方、いわゆる将来像、15年後を尋ねましたところ、多くの方が家族と支え合わない社会を予想する一方で、家族と支え合う社会を理想としています。また、年齢別に見ると、年齢が若くなるほど家族との支え合いに頼る社会を理想とするという意見が多くなる傾向が見られ、20代、30代の方では60%を超えているとのことです。

また、日本の家族は、単身世帯数及び核家族化世帯数の増加、反面、3世代世帯の減少などにより世帯人数が減少し、家事を担う者が少なくなってまいりました。高齢者の単身世帯の増加などにより、地域全体で支えることが必要となる世帯が多くなっている一方で、手助けは家族に頼むという希望者が高いとされております。本市においても、全く例外ではなく、世帯数に示す世帯人員の割合は、顕著に減少の一途をたどっております。本市の5年先、10年先の人口減の予防として、同世代、いわゆる先ほど申しました3世代、4世代に対しての奨励制度の創設を提案するものであるが、いかがお考えか、民生部長にお尋ねいたします。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（古田 豊君） 建設部長 丸茂賢治君。

○建設部長（丸茂賢治君） 皆さん、おはようございます。

日比野議員の一般質問、子育て支援、高齢福祉を目指した本市独自の人口増施策についての1つ目、Uターン者が親と同居される方への改修費等の支援はできないかについてお答えします。

本市の第5次総合計画の基本構想では、平成32年の将来目標人口を2万1,000人とし、少子化対策、生活基盤の充実、経済の振興などの政策効果により人口の減少抑制を図るとともに、若者を中心とした人口増加に努めることとしております。また、特定プロジェクトでは、

人口増加対策の推進としまして、区画整理事業などによる住宅地の供給や企業誘致による雇用確保、Uターン・Jターン事業を進めるために、空き家紹介や地域の受け入れ体制づくりなどを進めているところでございます。

これまで実施してきました移住・定住対策につきましては、昭和58年度から実施しています中有知地区など7地区において、土地区画整理事業を進めてまいりました。また、平成13年度から実施しています優良宅地供給促進交付金により、10カ所で61区画の宅地造成が行われました。平成3年度からは、賃貸共同住宅等建築奨励交付金により28棟の共同住宅が建築され、平成19年度からは、美濃市らしい住まいづくり事業交付金により6軒の空き家の改修が行われました。さらに、平成23年度からは、新婚世帯家賃支援事業交付金により60世帯の家賃支援を行うなど、この間、さまざまな移住・定住支援事業を行ってきたところでございます。

平成27年度からは、新たに空き家対策としまして、市内の空き家の状況をデータ化し、活用の可能性と空き家バンク紹介制度の研究を進めるとともに、空き家の活用も含めた譲渡型の住宅整備を行っていく予定としています。

なお、平成27年度の市政運営は、人口減少対策、並びに地方創生を最重要課題として取り組み、美濃市版総合戦略の策定を市民協働で実施し、地に足のついた計画とするため調査・議論を十分行い、人口増、地方創生につながる真に必要な施策を検討してまいります。

議員御提案の、Uターン者が親と同居される方への家屋の改修費等の支援につきましても、その中で十分な議論・検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは、日比野議員の質問の2つ目、同居世帯に対しての奨励制度の創設はできないかでございますが、現在と20年前の平成7年と比較してみますと、人口は2万5,969人が2万1,982人と3,987人減少しているものの、世帯数は7,032世帯から8,099世帯で1,067の増加となっています。65歳以上の高齢者世帯は、811世帯から941世帯で130世帯の増加、そのうち、65歳以上のひとり暮らしの世帯は357世帯から677世帯で320世帯の増加となり、議員御指摘のとおり、核家族やひとり世帯が一段と進んでいることがデータからも見てとれるものであります。

美濃市第5次総合計画の策定に当たっては、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」を基本方針としていますが、そのうち人口増加を図る施策としては、都市基盤の整備、産業の振興、福祉・教育の充実、安全・安心や市民参加、住む人に誇りを、訪れる人に魅力をアップする自然や伝統文化に磨きをかけるとともに、若い世代が安心して暮らすことのできる新たな工業団地の開発と企業誘致による雇用の場の確保、空き家の紹介などの施策を進めています。

こうした中で、平成27年度の市政運営は、人口減少対策、並びに地方創生を最重点課題と

して、地に足のついた調査や議論を踏まえ、真に必要な美濃市版の総合戦略を市民総参加で策定を行うこととしています。

議員御提案の、同居世帯に対しての奨励制度の創設につきましても、今後、どのような方法が考えられるのか等を含め、総合戦略の策定の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

[11番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 11番 日比野豊君。

○11番（日比野 豊君） 御答弁ありがとうございました。

本来なら、市長に御答弁をいただきたかったわけですが、予算がないというようなことも聞いておりました、市長も見えておりますので、この先の要望といたしまして聞いていただきたいと思っております。

日本全体が人口減少に入ってきた時代、特に地方にもその波が押し寄せているのが現状で、先ほども申し述べましたように、やはり家族の支え合いというのが、都会へ出ていかれた方でもそれを理想とされているのが大半の国民というか、人であります。そのような中で、本市におきましても、特に若い人の流出と申しますか、流入を求めるよりも流出を防ぐような施策が必要ではないかと思うのであります。

親、子、孫、ひ孫、やしゃごも見える家庭も全国にはあるとは思いますが、そこら辺の家族での支え合いが、地方版美濃市においてこれを重視しまして、どうかこのような家族への手助けが必要だという世帯への何か奨励と申しますか、宣言と申しますか、美濃市は3世代同居、4世代同居で暮らしやすいところですよというようなPRをしていただきたい。

それによりまして、子育て支援、教育に関しましても、青少年の健全育成に関しましても、高齢者におきましては認知症予防や高齢者福祉として、それぞれの世代が生きがいを持って、支え合っていければ、このような急速な少子・高齢化による人口減少で国も地方も財源不足に陥っている今日、健全財政を図るためにも、私は一挙両得と申しますか、最善の策だと思っておりますので、今後、27年度の人口減少対策、並びに地方創生の最重要課題として、市民の意見も聞いて、それを策定されるということです、どうかこの私の提案がそれに届くように、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） おはようございます。

私は、発言通告に従い、一問一答による一般質問2点を行います。

最初の質問は、「美濃和紙千年プロジェクト」の事業化への取り組みについてです。

昨年11月27日に本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録され、美濃和紙伝承「千年プロジェクト」施策が発表されました。私も、紙すきを家業にしている家庭に生まれ育ち、家業を継承することなくサラリーマンの道を選び、紙すきをしていた父も私が52歳のときに他界をして、我が家の紙すきの歴史は幕を閉じました。その後、議員として活動させていただいているときに、世界に誇れる文化遺産登録の瞬間に立ち合わせていただき、感謝しているところでございます。

紙すきの家に生まれ育ったことということで、これからの紙すきを初めとする和紙への関心もあり、本市における和紙への取り組みに対して、千年プロジェクト施策に少しでもお役に立てればとの思いから、現状を確認しつつ、5つの観点から提案をさせていただきたいと思います。それぞれの質問に答弁する方が異なる質問となりますが、御対応のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

今議会には、ユネスコ無形文化遺産に登録を機に、11月27日を「美濃和紙の日」にする条例案が提出されています。

昨年の文化遺産登録で注目を集めている本美濃紙の原料はコウゾです。皆さんは、コウゾの木や葉っぱを御存じでしょうか。美濃市内には、穴洞や蕨生の田之洞、コウゾを栽培している畑があり、市でも資金助成をしていることは御存じと思いますが、コウゾは、このほかにも、長良川鉄道の土手や美濃病院の裏手、サビー東側ののり面など、いろいろな場所にあります。また、牧谷小学校や美濃小学校にも、幹の太さが20センチを超えるコウゾがあります。牧谷小学校では、ここ数年、卒業記念にコウゾが植えられており、先日の新聞記事にも載っていました。

余談になりますが、昨年植えたコウゾは猿によって無残にも途中から折られ、卒業生の夢を壊してしまいました。学校関係者も大変残念がっておられます。

恒例となっている卒業証書を手すきしている小・中学校の生徒さんも、原料のコウゾを見たことがないという方が多いと思います。ましてや、葉っぱの形を知っている生徒さんは少ないと思います。せっかく美濃和紙が注目されている中で、市民が原材料のコウゾの木や葉っぱを知らないというのは寂しいことですね。牧谷小学校では、現存するコウゾも、植樹したコウゾも学校の建物の裏側にあり、また美濃小学校のコウゾもやはり校舎の裏手にあります。和紙の里会館にもありますが、コウゾの皮を煮る釜場の近くにあり、通常の来館者には見えない場所にあります。本美濃紙の原料であるコウゾが、いつでも誰にでも見られるといいと思います。

そこで、生徒や市民の皆さん、美濃市を訪れていただく方々にも、いつでも目にすることができ市役所、和紙の里会館、市内各小・中学校の玄関、そういったところに1坪ほどの区画を設け、コウゾを植樹し、毎年根元から切断し、卒業証書の原料の一部として利用すれば、生徒や市民が本美濃紙の原料であるコウゾを実感し、新しい幹を伸ばし、成長するコウ

ゾを見守りながら、1,000年後まで継続できる事業になると思います。今回の美濃和紙の日制定の記念事業にもなると思いますので、市役所や和紙の里会館、市内各小・中学校の玄関先にコウゾを植樹することを提案したいと思いますがいかがでしょうか、総務部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、美濃和紙「千年プロジェクト」の事業化の取り組みについて、辻議員の御質問の1つ目、市役所、和紙の里会館、市内各小・中学校にコウゾの植樹をしてはどうかについてお答えします。

美濃和紙伝承「千年プロジェクト」では、1,300年間培われてきた手すき和紙技術を1,000年後に伝えることを大きな目標に掲げ、手すき和紙技術の保存・伝承を課題とした具体的な施策として、後継者の育成や育成基金の創設、コウゾやトロロアオイなどの原材料の確保のほか、市内小・中学校や生涯学習での紙文化の歴史研さん事業も進めることとしております。また、本美濃紙の主原料となる良質のコウゾの安定確保に向け、現在、岐阜県の森林研究所と連携し、地元産の良質なコウゾの栽培に向けて研究が進められております。

御質問のコウゾの植樹につきましては、現在、美濃和紙の里会館の屋外庭園に植樹してあるほか、牧谷小学校では裏山に、ことし卒業予定の6年生の皆様が卒業記念として14本のコウゾの苗を植樹されました。このほか、美濃小学校の校舎の裏にも3本のコウゾが植樹してありますが、余り知られていないのが現状です。

今議会にも上程しています11月27日の「美濃和紙の日」の制定に合わせ、今後、千年プロジェクトの推進に向け、伝統文化保存継承協議会を立ち上げ、具体的な施策の進め方について協議をいただく予定であります。記念植樹につきましては、貴重な御意見として協議会に提案させていただき、市内小・中学校はもとより、市役所や公共施設でも、多くの市民の皆様が美濃和紙文化を理解していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

コウゾが美濃市のシンボルとなれば、美濃和紙「千年プロジェクト」にも勢いがつくと思いますので、伝統文化保存継承協議会へ提案し、記念植樹となるよう、よろしくお願いいたしますと思います。

次の質問に移ります。

無形文化遺産に登録が決まってから、和紙に関するいろいろな問い合わせが来ていると伺っています。和紙に関する資料には、文献や道具類、施設関係などさまざまな分野があります。本市では、こうした関係資料が和紙の里会館、教育委員会、図書館、それぞれにあると思いますが、目録などで一元化され、管理されているのでしょうか。また、資料の一つには、市民創作音楽劇「紙すきのうた」でも劇の背景に紙すきに携わる女性を取り上げているよう

に、牧谷地域には紙すきの文化があると思います。

美濃市内で紙すきが最も盛んであったこの地区には、紙すきを初め手すき和紙の製造にかかわりを持っていた女性も、男性もまだまだ多くの方が健在でいらっしゃいます。しかし、大抵の方は高齢で、若い方でも70代の半ばだと思います。30代や40代で紙すき業から転職されましたが、皆さん腕に覚えのある方々ばかりです。手すき和紙の無形文化遺産登録には心から喜んでいらっしゃる皆さんですが、当時の紙すきをもう一度思い起こされた方も多いと伺っています。

やはり紙すきは、この牧谷地区の文化として根づいているのです。この文化を残していく考証資料は、このような方々に紙すきのころのお話を聞き取る調査から生まれるものと考えます。今しかできない事業です。まとめるには時間も費用もかかるとは思います。情報収集は今しかできません。今なら、和紙の注目度から懐かしく思い出され、お話しいただけるよい時期だと思います。美濃市の牧谷を中心とした手すき和紙文化を残すためには、今しかできない事業と考え、取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、和紙に関する資料の一元化はできないかと、和紙文化の聞き取り記録を残してはどうかの2点について、教育次長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、まず和紙に関する資料の一元化についてお答えします。

ユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙は、昭和44年に本美濃紙保存会が国の重要無形文化財保持団体に指定され、その事務局は教育委員会に置くこととなっており、重要無形文化財本美濃紙に関する資料は人づくり文化課文化財・町並景観保全室で保管していますし、美濃市図書館では、2階の郷土資料室において、美濃和紙を初め和紙関係の図書を200冊以上蔵書し、一般の閲覧に供しています。

また、平成6年に開館した美濃和紙の里会館では、美濃和紙を初め和紙全般の資料収集と保管をしています。

なお、今年度新設された総合政策課内の美濃和紙推進室は、美濃和紙伝承「千年プロジェクト」など、本美濃紙を初めとする美濃和紙全般の活性化策などのコーディネートを行っています。

以上のことから、今後も和紙の里会館、文化財・町並景観保全室、美濃和紙推進室の3者が情報を共有し、お互いに補完しながら、美濃和紙文化の普及に努めてまいります。

次に、美濃和紙文化の記録についてお答えします。

現在、人づくり文化課では、上牧生涯学習センターにおいて手すき和紙用具を中心とした民俗資料を収集しています。今までに、紙すき用具をいただいた際には、その方からも当時の紙すきの様子などの聞き取り調査を行い、記録を残しながら整理・分類しています。また、今年度立ち上げた新編美濃市史編さん室においても、通史・史料編で美濃紙編を編集する予定ですので、今後も引き続き資料収集や聞き取り調査なども行っていきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

それぞれが役割を持って管理しておられると理解をいたしました。

ユネスコ無形文化遺産登録を機に、今後は、産業としての美濃和紙、観光としての美濃和紙、文化財としての美濃和紙、それぞれ担当課が異なっては、千年プロジェクトに関する各種の事業に対してイニシアティブをとる担当課が必要になってくると思います。文化財の関連は教育委員会としても、その他の業務に関しても現在の縦割り組織も一元化を図り、例えば美濃和紙産業文化課として、美濃和紙の歴史、文化、産業、全てにかかわりを持つ担当課を立ち上げてはどうでしょうか。千年プロジェクトの中心的役割を担うには必要な組織だと思いますので、今後の検討を要望したいと思います。また、資料の収集や聞き取り調査は、今後ますます範囲を広げていただいて実施をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

平成27年度予算では、寄贈を受けた古田行三邸を和紙の博物館として利用するための事業費が計上されています。現在、本美濃紙を初め手すき和紙の工房として使われている工房は、そのほとんどが和紙職人さんの持ち家の紙屋や別棟の紙すき小屋に使われています。新しく紙すき職人を目指して頑張っておられる方々にとって、紙すき工房を自分で構えるということとは大きな先行投資になり、開業に厚い壁となっています。

蕨生地区には、古田行三邸以外にも現存する紙屋を持つ家がありますが、上野地区にはほとんどない状態ですが、唯一昔ながらの紙屋を持ち、紙干しのできる角庭や井戸水のくみ上げができる設備も整ったお宅はあります。現在は廃業されていますので、紙すきにかかわる道具類全てがそろってはいません。しかし、紙屋は造作や改装がしていないので、復元にはそんなに手間がかからないと思われまます。和紙職人さんの工房としての利用価値とともに、和紙の里会館から1キロメートル以内の圏内であり、道路に面していることから、観光資源としての活用が期待できると思いますが、このような家を残し、保存・活用することはできないでしょうか、産業振興部長にお伺いいたします。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） おはようございます。

議員御質問の3番目、紙すき家屋の紙屋を保存し、活用できないかについてお答えいたします。

市では、ユネスコ無形文化遺産の登録を受け、築約140年の旧古田行三邸を本美濃紙の家として新年度に整備を進めていく予定です。この旧古田行三邸につきましては、本美濃紙を含む美濃和紙を後世に残すことを目的として寄附を受けたもので、故古田行三氏の遺志として、本美濃紙をすいてこられた昔ながらの道具などがそのままに残されていることや美濃和紙の里会館から近く、見学しやすい場所にあることなど、大変よい条件が整っており、今後、整備した後は、手すき和紙後継者の研修の場として、また観光客が本美濃紙を学習する場と

して活用していきたいと思っております。

御質問は、このほかにも現存する紙屋のある家屋を保存し、活用できないかということですが、市といたしましても、このような家屋が和紙の里一帯に残されていくことを望んでおります。また、後継者の中には、こうした家屋を探している方もございますが、借り手と貸し手との条件がなかなか合わないのが現状です。和紙の里として必要な資源かどうか個別に判断した上で、どのように残していくかを考えていきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

再質問をお願いします。

ユネスコ無形文化遺産に登録されたのですから、和紙の里という地域の中に現存する紙すき家屋が少なくなり、あちこちに点在していても、歴史ある個々の紙すき屋と周辺の風景が醸し出す歴史の趣を残した情景の中で、その紙屋を利用し、紙すき職人が手すき和紙を製造している情景をぜひとも残したいと思っております。幸いこの地域は、歴史まちづくり事業で、和紙の里牧谷地区の中でも、特に蕨生地区とともに上野地区も歴史的風致を形成されているとして重点区域に指定されています。したがって、歴史まちづくり法にも規定されている歴史的風致形成建造物の指定を適用し、紙すきの家、もしくは紙屋として保存することはできないのでしょうか。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） 御質問いただきました歴史的風致形成建造物とは、歴史的風致維持向上計画の重点区域において、歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、建造物の所有者や第三者機関から意見の聴取を行い、十分に検討を重ねて指定するものです。今後の指定について、紙屋、川屋として残されているものについては検討していきたいと思っておりますが、復元など改修が必要なものについては、現在のところ考えてはおりません。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

復元等改修が必要なものについては現在のところ考えていないということで、このまま質問を重ねてもらちが明かないというふうに判断しました。

しかし、牧谷地区が和紙の里であると認識しながらも、和紙の里の原風景や紙すきの家という景観を現存できるのが蕨生地区だけになり、紙すき家屋の象徴のような航空写真が残る上野地区の唯一最後に現存する紙すきの家を、手をかけないものならば検討するが、改修が必要であるならば残すことを考えないと結論づけられたのは、本当に残念です。後になって惜しかったなあでは済まされない貴重な原風景であると考えますので、ここでの言及は避けませんが、今後も残せる方法を模索していきたいと思っております。

次に、4番目の質問をお願いします

本美濃紙における手すき和紙技術及び製法がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより、行政として美濃市のかかわりは今までとは異なってくるとの認識が生まれました。今までは、手すき和紙や本美濃紙の保存会の方々の動静を見守りながらサポートするという位置づけであったものが、無形文化遺産に登録されたことによって、当事者に委ねるばかりでなく、美濃市として文化遺産を維持することに大きくかかわりを持たねばならない状況になったと考えられます。

手すき和紙職人はもちろん、技術等も絶対に消滅させることはできないという責任が生じたと思います。そのために、現状を知る必要があると考えます。現在の手すき和紙の技術保存に関する施策、あるいは助成等の制度はどのようになっているのか、教育次長にお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、手すき和紙の技術保存に行政はどのようにかかわるのかについてお答えします。

現在、本美濃紙の手すき和紙技術の保存・伝承については、本美濃紙保存会において、文化庁・県・市の無形文化財本美濃紙伝承団体補助金を活用し、紙すき研修生の技術向上のため、夏季と冬季に集中した技術研修を行っているところです。また、後世に紙すき技術を継続していくための課題としては、紙すき専用のすを編むす編み職人や編み込みに必要な生糸の製造、すの材料である竹ひごをつくる竹細工職人、桁に使用する金具をつくる鍛冶職人など、紙すき和紙に必要なさまざまな道具をつくる職人の育成が急務となっています。

ユネスコ無形文化遺産登録を受けて、従来の国・県・市の補助金に加え、平成27年度からは、新たに県・市が連携し、本美濃紙無形文化遺産伝承事業補助金や民間の協力による後継者育成基金の創設により、研修生の手すき和紙技術の向上と関連道具類の職人の育成を図ることとしています。

支援内容の詳細については、現在県と調整中ですが、現在行っている集中研修以外に、研修生が通年にわたり本美濃紙の技法で紙をすき、その成果品を買い取ることや紙すき用具を研修生に貸与するなど、研修生が一日でも早く技術を習得し、正会員になり、さらに次の研修生を受け入れていくシステムや、用具研修生が製作する桁やはけを研修生に貸与し、使い勝手を製作者にフィードバックして用具の精度を高めていくシステムを構築できるよう、行政として支援していきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

後継者の育成について、手すき和紙職人を初め、道具・用具にかかわる職人への仕組みは整っていると理解いたしました。最盛期には3,000人を超える紙すき屋があったこの地域も、いつの間にか存亡を危惧するまでに一気に減少した歴史を振り返っても、現在の状況を維持

していただけても大変なことだと思います。今は大丈夫という時期であるがゆえに、民間の組織に依存しての継承とともに、行政が深くかかわる仕組み、例えば嘱託職員として技術伝承を図るなどの仕組みの構築も検討していただきたいと要望いたしたいと思います。

第1問目の最後、5番目の質問になりますが、現在、手すき和紙の職人として研修を受けられている方は2名お見えになり、平成27年度も新たに2名程度の方が研修生として学ばれる予算が計上されています。そこで産業振興部長にお伺いいたしますが、現在ほどのような助成制度が適用されているのですか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） 議員御質問の5番目、和紙職人への助成制度の見直しが必要ではないかについてお答えいたします。

市では、紙すき職人への足がかりとして、美濃和紙の里会館で和紙スクールを開講しております。この受講者の中で、今後も職人として技術習得を希望する方については、美濃手すき和紙製造技術の保存・伝承、後継者の育成・確保を図るため、一月5万円の奨励金を2年間交付しております。平成27年度予算でも、新たな対象者を見込んで予算計上しておりますが、現段階の希望者はございません。

また、教育委員会においても、本美濃紙保存会に対して、技術伝承等のために国500万円、県22万円、市22万円の補助金が出されており、原材料や用具代等、研修の際に必要な経費が支出されております。参加研修生は、一定の技術を習得されている方が対象となっております。平成27年度は市の補助金が増額される見込みです。この手すき和紙後継者への奨励金交付制度は平成6年から始まり、20年間、同様の内容で進めてきました結果、これまでに16名が活用され、現在は13名が紙すき、または道具職人として従事しておりますので、非常に大きな効果が得られているのではないかと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

再質問をお願いします。

大きな効果が得られている制度との認識を持ちながら、個人への奨励金は一月5万円を2年間で、教育委員会からの助成は本美濃紙保存会へという仕組みは、生活費と紙すき技術の上達を目指す仕組みとしてはうまくかみ合っていないように思います。本美濃紙保存会研修生が研修中にすいた本美濃紙は買い上げができないということも伺っていますが、いかに多くの紙をすき上げるかが手すきの技術を習得し、向上させることにつながるなら、奨励金を生活費として提供するにしても、研修中がすいた紙を買い上げる等の仕組みにするなど、助成の制度を見直すことも必要だと考えますが、いかがですか。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） 手すき和紙後継者育成制度も、20年を経て新たな課題も出てきていると思います。今後は、手すき和紙の技術の向上につながり、さらに生活そのものも

維持できるような育成等ができないか、考えていきたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

この最初の質問では、5つの観点から、制度の見直しも含め、美濃和紙伝承「千年プロジェクト」の施策提案をしてみました。これらの提案は即決できるものは少なく、これから立ち上げが予定されている美濃和紙伝統文化保存継承協議会なる協議体に委ねられ、検討の上、決定されるのであるということを理解いたしました。各質問に対する要望事項が検討の土俵に上がり、施策として実現いただけるよう切に要望して、最初の質問を終わりたいと思います。

それでは2番目の質問、市有地などの有効活用についてを行わせていただきます。

私は、美濃市議会議員となって以来、自主財源の確保について、歳入のみにとらわれず、歳出に留意して、改善が見込まれる項目等について学び、検討を重ねてきました。中でも、余り注目を集めていない市が保有する土地に関する改善提案をしてみました。今回は、任期最後のくくりとして、今までに行った一般質問のうち、土地に関する質問の答弁に対して、その後の取り組み等について確認させていただきたいと思います。

最初に、土地開発公社の保有地の市有地への移管状況はどのようなかについて、総務部長にお伺いいたします。

平成25年第5回定例会で、土地開発公社の保有する土地を普通財産に買い戻して金利負担を減らし、有効活用すべく売却等の提案をしてきたところですが、向こう5カ年の土地開発公社の健全化に関する計画に基づき、公社の保有土地を毎年約5,000万円弱程度の計画的な買い戻しを実施し、5年間で2億3,000万円ほど買い戻しを計画しており、5年後の残高を3億8,000万円ほどにしたいという答弁していただいております。平成24年以降、2年経過した現在の状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 辻議員の2つ目の御質問、市有地などの有効活用について、1点目、土地開発公社保有地の市有地への移管状況はどのようなかについてお答えします。

土地開発公社保有地の市有地への買い戻しにつきましては、第5次総合計画の基本計画で、市有財産の適正管理として、保有地の処分や事業計画の見直しを行い、公社の健全化に努めるとしてしています。平成25年度に向こう5カ年の土地開発公社の経営健全化に関する計画を策定し、財政状況を見ながら計画的な買い戻しを実施しております。平成24年度末残高6億953万4,845円に対し、平成25年度は3,317万3,528円を買い戻しました。今年度は、今議会の補正予算で5,560万5,641円の買い戻しを予定いたしております。平成26年度末残高は5億2,362万225円となる見込みです。今後も計画的に市有地の移管を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

再質問をお願いします。

さきに策定された土地開発公社の経営健全化に関する計画では、平成29年度の残高を3億8,000万円程度にするとしています。ただいまの答弁では、平成26年度末の残高が5億2,362万225円の見込みということですが、平成29年度の目標値の達成見込みはどのようでしょうか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 目標値の達成見込みにつきましては、今後の財政状況を十分に踏まえ、土地開発公社の健全化を図るため、努力したいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

計画にのっとり、市有地への買い戻しが進んでいるということは理解いたしました。

売却の進めやすい土地から手をつけるのは常套手段ですが、購入当時の簿価を残したままの長瀬地区の土地などは、価格面の損失を覚悟しないと売却が進まないと思いますので、早急に対応策を検討し、計画を練り直して、しかし粛々と買い戻しを進めていただくように要望したいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

さきの質問と同じ、平成25年第5回定例会の一般質問で、遊休資産の有効活用について、私は、佐賀県武雄市のネットオークションへの出店を例に挙げ、多方面への働きかけを提案したところ、行政財産である松鞍荘を普通財産への所管がえを行い、売却を含めて検討するとともに、遊休資産の売却についても入札等による売却を行うなど、自主財源の確保により一層努めるとの答弁をいただいています。

総務部長にお伺いしますが、この2件、遊休資産の売却及び松鞍荘の所管がえと売却を含めた検討結果について、その後の処分状況をお聞かせください。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 2点目、遊休資産の処分状況はどのようかについてお答えいたします。

現在、市では、自主財源の確保を図るため、将来的に有効活用が見込めないと判断した土地の売却を順次進めております。最近の売却件数と売却収入の状況は、平成24年度が2件で215万7,000円、平成25年度が3件で2,253万9,000円、本年度、現在3件で2,666万7,000円です。また、本年度より遊休資産の処分を積極的に進めるため、一般競争入札による売却を実施いたしました。これまでに土地5件を入札対象として実施し、そのうち売却実績は1件、旧中有知ふれあいセンターの土地を建物つきで売却いたしました。

次に教員住宅の松鞍荘につきましては、他の用途を含め有効活用が見込めないと判断しま

したので、平成25年用途廃止を行い、行政財産から普通財産へ変更いたしました。今後は、土地面積確定など、入札に向けた条件が整い次第、一般競争入札により売却していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

平成24年度から本年度までに合計8件、5,136万3,000円の売却があり、有効活用が進んでいると確認をいたしました。また、松鞍荘については、一般競争入札に向けての準備中とのことですので、土地の境界確認を進め、面積を確定するなど、売却に必要な条件を整備の上、できるだけ早期に売却物件として処分できるように要望しておきます。

最後の質問になりますが、駐車場の有料化提案は、平成24年第2回定例会の質問において私の任期内に具現化を要望し、1年後の25年第1回定例会でも検討の状況を質問し、その推移を見守ってまいりました。昨年8月に、ようやく収入の得られる仕組みとして、協力金をいただく実証実験として実現しました。その運用状況と今後の有料化に向けての進捗状況を、民生部長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 辻議員の質問の2点目、市有地などの有効活用についての3つ目、市営駐車場の有料化の進捗状況はどのようなかについてお答えをします。

現在、旧市街地の中で市が管理する駐車場は、本庁、文化会館、殿町駐車場も含まれますけれども、それから中央公民館、旧今井家住宅、美濃和紙あかりアート館、小倉公園などの施設駐車場のほか、観光客や買い物客が2時間を限度に利用する駐車場として、加治屋町、俵町、以安寺山、広岡町がございます。また、観光ふれあい広場は、平成22年から普通車1回100円の協力金を利用者からいただき、この駐車場へ誘導しておりますが、大きな問題もなく適正に管理をされています。

こうした中、市営駐車場の有料化につきましては、加治屋町駐車場において、議員御指摘のように、1回100円の協力金を利用者からいただく形式で、昨年8月から1年間の予定で実証実験を現在行っているところでございます。本年2月末までの加治屋町の駐車場の利用状況は、39万3,000円余の協力金収入がございました。加治屋町駐車場は観光客の利用も多く、現在の徴収方法なら採算がとれるものと考えております。しかし、以安寺山駐車場のように、土地の形状など管理しづらい駐車場もあり、利用方法を含め、再度検討をする必要があると考えております。

今後、市有財産の有効活用による財源確保に努めるためにも、地元自治会や関係団体などとの調整を図りながら有料化に取り組んでまいりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

加治屋町の駐車場と同じ仕組みで運用されている観光ふれあい広場の昨年4月からことし2月までの協力金収入は49万9,100円であると伺っています。加治屋町駐車場は、実証実験期間中でありながら、昨年8月からことし2月までの協力金収入が39万3,000円、これは駐車台数が12台であることを考えると収益率も高く、市営駐車場の有料化に向けて、実証結果は効果が高いと評価できます。

加治屋町駐車場近辺で私が聞き取り調査をしたところでは、心配した路上への違法駐車もふえなかったし、それだけ行政の収益につながるなら結構なことだという意見も聞かれましたが、この駐車場だけが対象というのはもったいないので、他の場所にある駐車場も同じような方式にして運用すればいいのにとおっしゃられる方もありました。今回の答弁では、有料化に取り組むという決意を示していただけたことに、政策課題の一つとして駐車場有料化に取り組んだ結果として大きく評価したいと思います。

財源確保の手段の一つとして、市営駐車場の有料化は即効性があると考えますが、前回の質問でも答弁にあった、運営管理を所管する担当課が市民生活課、観光課、人づくり文化課の3課に分かれているという管理形態を解消し、効率的な運用を実現するために組織一元化への見直しを期待し、市営駐車場の有料化を定める条例を早期に制定していただくことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより、昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は2点の一般質問についてお尋ねいたします。

初めに1点目、今後の美濃病院の経営についてを美濃病院事務局長にお尋ねいたします。

美濃病院は、平成15年6月に最新の医療設備を整えた市民病院として、現在の中央町に新築移転しスタートしました。中濃医療圏において唯一の自治体病院として、総事業費は約57億2,000万円、病床数は一般病床122床の「親しまれる」「期待される」「信頼される」を基本理念に、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を目指して建設されました。市民の大きな期待の中でスタートしましたが、国の研修医等の政策など、医師不足の影響を受けて、市民期待の産科が休止となるなど、失望、落胆の苦境もありましたが、公共性の高い医療を安定して提供する身近な病院として、市民に貢献しています。

美濃病院の経営については、平成15年度は経常損益が約4億8,100万円の赤字でございました。病床利用率の改善と看護配置基準10対1、この10対1は看護師1人に対して患者が10

人という指定をされた病院です。10対1の取得やDPC（診療群分類包括評価）、これも認められた病院に適用される点数の評価でございますが、この認可により診療単価の向上を図られるなど、経営の効率化を進められました。さらに、経常収支の黒字化への転換を一層の課題とした美濃病院改革プランを策定し、平成21年度から平成26年度まで目標値を設定しました。平成21年度には、念願であった経常損益が約1億3,200万円の黒字の転換になり、現在に至るまで単年度黒字を推移しています。私は、こうしたことも病院関係者の日々の努力のたまものと、敬意をあらわすものであります。

私は、美濃病院改革プランは、病院経営の課題を克服し、一定の成果を計上して今年度終了しますが、平成27年度は外来棟、健診棟の増設もあることから、どのような経営プランにされるのか、大変気になり、注目しております。

そこで1つ目として、平成26年度で終了する美濃病院改革プランにかわる新たなプランの策定についてどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、森議員からの美濃病院に関する一般質問、今後の美濃病院の経営についての1つ目、平成26年度で美濃病院改革プランは終了するが、新たなプランの策定はどのように考えているのかの質問についてお答え申し上げます。

議員が述べられたとおり、美濃病院改革プランにつきましては、その期間中、入院診療について、従来の診療行為ごとに計算する出来高払い方式から、入院期間中の疾患により定められた1日当たりの定額による包括評価と、手術やリハビリなど、定められた診療行為の出来高評価を組み合わせる方式、いわゆるDPCと申し上げますが、DPCの導入による診療の標準化やジェネリック医薬品への転化促進などによる経費の削減及び亜急性期病床を4床から24床に増床することによる病床運営の効率化など、積極的に改革を進めてまいりました。また、この間、電子カルテの導入による医療情報保存のデータ化や、CT、MRIの最新高性能機器への更新、そういった高度医療に対応できる病院機能向上に向けた資本投資も計画的に実施いたしました。結果として、プランの初年度から、待望の単年度黒字を達成し、その後も黒字経営を継続しております。

御質問の、新たなプランの策定につきましては、厚生労働省が検討しております地域医療構想のガイドラインに連携して策定することとされております、仮称でございますが、美濃病院経営安定化プランの策定を進めているところでございます。また、27年度に予定しております外来棟、健診棟の増築により、市の健康施策との連携を強化し、健診受診率の向上を目指すとともに、予防医療や疾患の早期発見、早期治療に向けた診療体制の構築を進めていくこととしております。

増築には多額の投資が必要となりますが、新たに策定いたしますプランに基づき、今後も安定した経営が継続できるよう、一層努力してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ありがとうございます。

少し意見を述べさせていただきます。

（仮称）美濃病院経営安定化プランの策定を進めているところとされ、今回は、具体的なプランについてはお答えはありませんでしたが、私は27年度からのこのプランに大変注目しております。したがって、次に期待しております。

そして、美濃病院の安定経営は、市民の皆さんの健康づくりを初め、安心・安全な生活に欠かせないものと思っております。今後のプランの策定に十分検討されまして、経営に生かされますよう意見を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に2つ目ですが、美濃病院においては、平成23年度以来、外来受診件数の減少傾向が指摘され、改革プランの課題になっています。平成24年度の改革プランによる目標値は、1日平均外来患者数335人、外来単価は8,800円とされていますが、実績値は1日平均外来患者数は約315人で、外来単価は8,995円となります。比較すると、平成23年度、25年度も目標値より減少し、患者紹介率についても目標値に及びません。

先日の全員協議会では、外来棟、健診棟の増設について、総費用額が約16億3,900万円を初め、駐車場を302台から330台に増設するなどの説明がありました。新聞にも詳細に掲載されていましたが、現在の美濃病院は12診療科で外来対応していますが、施設の増設を機に、外来受診の増加について何か対策は考えておられますでしょうか。

そこで2つ目として、外来受診減少について、今後の方策として診療科目の増設や変更はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） それでは、2つ目の今後の診療体制において、診療科目の増設や変更はあるのかとの御質問にお答え申し上げます。

庁内で組織しております改革プラン検証委員会では、目標はおおむね達成と評価できるとのコメントをいただいておりますが、議員御指摘のとおり、改革プランの目標値のうち、達成することができなかった項目の一つであります外来患者数の減少は、大きな課題であると受けとめております。

多くの市民の皆さんが健康を維持されて、診療の機会が少なくなった結果として外来患者数が減少したとすれば大変喜ばしいことではありますが、現状把握は困難でございまして、明らかではございません。情報によりますと、美濃市周辺の総合病院でも同様に減少しているというように聞いております。

御質問の、今後の方策として診療科目の増設や診療枠の増設変更につきましては、可能な限り進めていきたいと考えております。医師の派遣先であります岐阜大学医学部へ市長とともに訪問して働きかけをしておりますが、今のところ、どの診療科におきましても医師の増員確保が困難な状況で、何とか現状維持ができています状態でございます。この数年、岐阜大学医学部の地域枠入学による定員の増員が進められており、近い将来、県内各地域に派遣さ

れる医師の増員が見込めると言われております。診療科目の増設を目指し、今後も継続して医師の増員確保に努力してまいります。

そのほか、先ほどの御質問でも申し上げましたが、健診棟の建設により、健康管理センターを開設し、健診受診環境の改善や内容の充実に努め、市民の健康管理と疾患の早期発見、早期治療につなげるよう、快適かつ迅速に健診や外来診療を受けていただけるシステム構築を進めているところでございます。

また、外来棟の増築にあわせ、糖尿病センターや消化器外科、脊椎を中心とした整形外科など、美濃病院が得意とする部門の一層の強化・充実、そのほか待ち合い環境の向上を図るなど、患者さんにとって利用しやすい病院づくりに努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ただいまの2つ目の答弁において、外来患者数の減少については、現状把握は困難であると、明らかではありませんということと、それから私の質問に対して、診療科目の増設や診療枠の増設、変更につきましては、可能な限り努めていかれる。そうした中で、市長さんと一緒に大学等も訪問しておりますと。そして、学生枠が今後、微妙ですけども、少しずつ増加されることによって期待もできるのではないかというような答弁でございまして、あと健診棟、外来棟についても、待合いの環境の向上を図るなど、患者さんにとって利用しやすい病院づくりに努めてまいりますという答弁がありましたので、さまざまな対応をしながら、受診の増加につなげていきたいとする病院側の取り組みと私は受けとめております。

しかしながら、ここで一つ要望があります。ここ数年、認知症と診断された方々への対応等について、大きな社会問題になっています。私たちが10年後、75歳になりますときの2025年問題等についても、美濃市においての対策はますます必要不可欠になってきます。

そこで、認知症に対応する外来科の新設として、これは仮称でございますけれども、美濃加茂市の木沢病院等にございます物忘れ外来というのがありますが、こういった科の設置を私は提案をしたいと思っております。現在、私のところには、こういった認知症と診断されました御家族の皆さんから御意見や御相談等のお話は聞いております。大変深刻な内容ばかりでありますので、今後、美濃市においても、美濃病院の中にこういうものをつくっていただくようにぜひお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に3つ目ですが、医療費の増加が著しい昨今にあつて、2年ごとの診療報酬の改定は、点数についても情報が少なく、予想すらできない中で、効率的な経営を目指した、病床利用率を90%に、平均在院日数についても一般病床16日以下の達成は、医療現場にある関係者の皆さんにおいては、日ごろから緊張感を持って対応されていると私は思っております。感謝をしております。

現在、2階、3階はDPC、先ほど私も少し触れましたが、病院の事務局長からも詳しく

説明がありました。このD P C病棟で、4階のみ地域包括ケア病棟として、この病棟に入りますと最長2カ月の入院が可能になります。このことから、高齢者の皆さん、そしてその家族等から殊のほか感謝をされている病棟でございます。

私は、先ほども申しました2025年の団塊の世代が後期高齢者になるころには、75歳以上の入院患者は70%に達すると言われる2025年問題の課題の中で、今後の高齢者の入院頻度に対応する地域包括ケア病棟の必要性がこれまで以上に高まるものと思っております。

そこで、3つ目として、D P C（診療群分類包括評価）病棟と地域包括ケア病棟を併用した体制を今後も維持していくのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） それでは、3つ目の今後もD P C病棟と地域包括ケア病棟を併用した体制を維持していくのかとの御質問にお答え申し上げます。

先ほども御説明いたしましたが、D P Cとは入院1日当たりの定額による包括評価と一部の診療の出来高評価を組み合わせる診療費を計算する方式であります。また、地域包括ケア病床とは昨年新設された病床で、急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安がある患者さんに対して、復帰に向けた診療やリハビリを行い、退院を支援していくことを目的とした病床で、美濃病院では亜急性期病床の廃止に伴い、昨年10月から導入いたしました。

現在、美濃病院は122床の入院病床のうち、急性期医療については2階及び3階の77床をD P C病棟、回復期を中心とした医療については4階の45床を地域包括ケア病棟として病床運営をしているところでございます。

高齢者の割合が増加していく中、回復期や療養型病床の需要は高まっていくと予測され、今後の地域ニーズや医療界の動向に留意していく必要があります。美濃病院は、市内に唯一の入院ができる病院であり、幅広い症例に対応できる診療体制を維持していくことが大きな役割であると考えております。122床という限られた病床を有効かつ効率的に運営していくため、当面はD P C病棟と地域包括ケア病棟を併用した病棟運営を継続してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ほぼ了解として、次の質問に移ります。

次に4つ目ですが、中濃医療圏においては、中濃病院の増床工事を初め、木沢病院や関中央病院についても新施設整備等が計画されています。2025年問題等に対応する今後の医療体制とも思われる環境整備になってきていますが、そこで4つ目として、美濃病院は第2次救急医療を担っていく中で、今後も急性期医療を維持した病診連携や病病連携を維持していかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） 4つ目の、美濃病院は中濃医療圏において、第2次救急医療を担っているが、今後も急性期医療を維持した病診連携や病病連携を維持し

ていくのかとの御質問にお答え申し上げます。

現在、中濃医療圏では、美濃病院と関市にあります2つの救急指定病院により病院群輪番制を構築し、救急医療を運営しております。

救急医療の内容について少し御説明申し上げますが、第1次救急とは、入院治療の必要がなく、外来で対処し得る帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、第2次救急とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療、第3次とは、2次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療と定義されております。美濃病院は第2次救急、いわゆる入院や手術が可能な医療機関として、地域の救急医療を担っております。

美濃病院への救急車による搬送患者数は、平成24年度では745人、25年度では738人で、中濃消防組合搬送数の約18%となっております。ちなみに、この地域の第3次救急は中濃厚生病院が担っており、救命救急センターが設置されております。センターの運営については、美濃市も含めた医療圏域の自治体からの負担金で賄われており、それぞれ地域の医療機関により救急医療の役割分担がなされているところでございます。

こうした急性期医療の典型であります救急医療は、市民の皆さんが安心して生活していただくため、必要不可欠なものと考えております。また、地域の診療所との病診連携、他の病院との病病連携、その他関係施設との地域連携は、患者さんにとって効率的で途切れのない診療や、よりよい療養環境の提供に欠かせないものでございます。したがって、今後も救急医療を含めた急性期医療と地域連携を一層深める体制を維持しながら、病院運営を進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

次に5つ目ですが、自治体病院は全国の病院の中で約11.7%を占めています。

先ごろ、赤字経営が続いている県立下呂温泉病院について、これは新聞の報道でございしますが、2015年以降の収支計画において、5年で約19億円の赤字の見通しを明らかにしました。現在は独立行政法人になっていますが、重篤な症状を脱した患者を在宅に戻すことを支援する地域包括ケアセンター病床をふやすことで、病床利用率を現状の70%台から90%台に引き上げることを目指すとされ、2019年度には黒字化を目指すとされています。県立病院であっても、安定な医療の提供のために独立行政法人の経営判断とされています。

美濃病院改革プランには、経営形態の見直しについて、当分の間、市立病院の形態を維持していくこととするが、経営状況によっては経営責任の所在を一層明らかにし、企業として民間的経営に移行することを検討していくとあります。私は、現在の美濃病院は、5年間、単年度黒字で、経営形態の見直しの検討が果たして必要なかと思っております。新しい外来棟や健診棟についても、採算あつての判断と思っております。平成27年度からの経営プランの核になるのではないかとおもっております。

そこで、5つ目として、経営形態の見直しについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） それでは、5つ目の御質問の、経営形態の見直しについてどのように考えているのかについてお答えいたします。

公立病院の経営形態には、地方公営企業法の財務規定など、一部分を適用する形態、同じく法律の全部を適用する形態、指定管理者に委託する形態、地方独立行政法人化の採用などがあります。申し上げた順に、市直営から民間経営に近い形態となっております。

現在、美濃病院の経営形態は、地方公営企業法の規定のうち財務規定のみを適用した同法の一部適用で運営しております。

御質問の経営形態の見直しについてでございますが、改革プランでは、決算状況の点検・評価を検証した上で検討していくとしています。美濃病院の決算状況につきましては、プランの初年度から単年度黒字を計上し、以後も黒字決算を継続しており、改革プラン検証委員会の検討結果では、経営形態の見直しについては当面は変更せず、現在のままの経営形態を維持していくことが望ましいとの意見でございました。

新たに策定いたしますプランでも、決算状況の検証結果を踏まえ、検討は継続していきませんが、当面は変更しないことといたします。今後とも、市立病院として市民の皆さんの御意見、御要望にお応えしながら、満足度の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

今回、私は、美濃病院の経営について5つ質問をさせていただきまして、本当に詳細にお答えいただきまして、ありがとうございました。

中濃医療圏において、自治体病院は美濃病院のみであることから、平成15年にスタートしましたときから非常に注目を浴びている病院だと思っております。これは私ごとではございますけれども、私は平成15年に初めて議員になりました。そして、1カ月とたたないときに美濃病院の式典がございまして、その当時の院長の開院宣言の中にいろんな言葉がありました。その中で、患者の立場を尊重する医療の担い手として、医療を受ける側と信頼関係を基本に、市民のニーズに合った自治体病院として責務を果たしていきますという言葉がございました。これは、本当に私には新鮮な言葉で、今でも記憶をしております。

先般、3つ目のD P C病棟と地域包括ケア病棟の併用した体制を維持していくのかという私の質問に対して、とてもすばらしいお答えがございました。「美濃病院は、市内に唯一の入院ができる病院であり、幅広い症例に対応できる診療体制を維持していくことが大きな役割であると考えております」という答弁がございました。私は、これは大変責任のある重い言葉と受けとめております。これからも市民の期待に応えていただきますよう、27年度からのプランの策定に対してもしっかりと策定していただきたいと思っておりますし、先ほど2つ

目の質問のところで、今12ある診療科に対して、できれば認知症の外来科を設置してほしいという要望もいたしました。これも御検討を本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

これで1点目の質問を終わりました、次の質問に入らせていただきます。

続きまして2点目の、3年目を迎えるデマンドタクシー「のり愛くん」について、総務部長にお尋ねいたします。

平成24年11月に試験運行を開始して、平成25年10月に本格運行となり、現在まで順調に推移してきました。平成27年度のデマンドタクシー「のり愛くん」運行委託料は約4,490万円で、昨年度とほぼ変わりなく計上されています。主な経費である車両運行経費の約4,000万円については、午前8時から夕方18時まで、セダン2台、ジャンボタクシー2台の運行していますが、このほかに平日に限りセダン1台を9時から15時まで、市民の皆さんの予約頻度に対応するよう追加運行をしています。ほかにも、オペレーター経費、システム運用経費、安全運行経費などがありますが、必要な最小経費で業務委託する美濃市のデマンドタクシーの特徴かと思ひます。

私は、平成23年12月議会において、岐阜バス郡上八幡線の廃止から、通院や買い物に自立した暮らしの手助けになる活用しやすい便利な乗り物、美濃版デマンドタクシーの運行を提案いたしました。計画当初は、1日乗車人数平均147人と試算されていましたが、平成25年10月からの本格運行1年間の平均は、1日乗車人数は平日164人となるなど、数字の実績からも、「のり愛くん」の事業を市民の皆様幅広く理解され、必要と認めていただき、日常的に利用されていることがわかります。また、これまで事故等の報告もなく、日ごろから安全な運行に努めてこられた関係者の皆様の毎日の努力に感謝をあらわすもので、これからも市民の皆様安心して乗っていただく「のり愛くん」であり続けるよう、関係者の皆様には安全運行に一層の御尽力をお願いするものでございます。

多くの皆様の善意の中で3年目を迎えた「のり愛くん」に、課題についても整理をして、問題解決に向けて対応すべきと私は考えております。

その1つとして、かねてから美濃地区を起点とした料金設定について、利用者の皆様から御意見をお聞きします。例えば牧谷方面から洲原方面まで「のり愛くん」に乗車すると、65歳以上の方で、美濃地区を経由した乗車として料金が200円になるとするものです。そこで1つ目として、美濃地区を経由した乗車について、料金の見直しができないのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 3年目を迎える乗り合わせタクシー「のり愛くん」について、森議員の御質問の1点目、美濃地区を経由した乗車について、料金の見直しはできないかについてお答えします。

乗り合わせタクシー「のり愛くん」につきましては、平成25年10月から運行を実施しているところです。乗り合わせタクシー導入以前の「わっちも乗るCar」は、各地区から目的地とする中心市街地の美濃地区への移動手段として、全ての路線の行き先が美濃病院、また

は美濃市駅行きにして運行しておりました。乗り合わせタクシーについても、各地区から病院や商業施設などの集積する美濃地区への移動手段として、できる限り多くの方々に乗り合わせをしながら御利用いただいております。

車両の運行も、主に各地区と美濃地区との往復の動きを基本として、各地区と美濃地区の間の移動を1人1乗車とする料金区域設定とし、洲原・美濃料金区域、下牧・上牧・美濃料金区域、大矢田・藍見・美濃料金区域、中有知・美濃料金区域の4つの料金区域としています。このため、地区内の移動、例えば上牧地区と洲原地区の移動は美濃地区を経由することから、2乗車分の料金となります。2乗車での利用状況は、平成27年2月1カ月間で、予約件数3,309件のうち51件の利用がありました。2乗車の予約受け付け時には料金の説明と経路についての説明しておりますが、一部利用者の方から見直しができないかという御意見もお伺いしております。

昨年の利用者アンケートや利用者の一部の方からも、利用料金についてもう少し高くしてもよいという意見もありますので、料金区域の見直しにつきましても、今後、市民の皆様の声を十分にお聞きしながら、利用状況、車両の運行状況ほか、利用者負担割合なども考慮し、総合的に検討をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ありがとうございます。

平成27年度2月1カ月の予約件数3,309件のうち51件で、1.5%というデータの説明がございました。数字を見る限りは、少数の意見ということになるかと思いますが、市民の意見として、この事業をこれからも続けていって、皆さんに喜んでいただけるということで、何とかこういう問題についても考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

次に2つ目ですが、平成27年度も「のり愛くん」のアンケート調査を予定されているようですが、私も安全な運行や現在の状況を把握する上で、アンケート調査の実施は必要なことと思います。これまで、アンケート調査の該当者は「のり愛くん」を利用される方で、主に内容として居住地や利用状況等の内容となっています。

現在、サポートセンターは、市内に約90カ所あると伺っておりますが、主に高齢者の方へのサービスの一環として市がお願いしていると聞いています。サポートセンターは、「のり愛くん」の運行を理解され、御協力をいただいているにもかかわらず、これまで御意見等をお聞きすることなどなかったのではないかと感じております。

そこで2つ目ですが、今後も「のり愛くん」の安定した運行に向けて、御協力をいただくサポートセンターの現状等について、アンケート調査を実施してはどうか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 御質問の2点目、運行に協力されているサポートセンターの現状について、アンケート調査等を実施してはどうかについてお答えします。

乗り合わせタクシーの利用につきましては、電話予約が前提となるため、利用者にかわって電話予約を行っていただくサポートセンターとして、市内の公共施設他や診療所や商業施設、金融機関など約90カ所に電話予約のお手伝いをお願いしております。サポートセンターからの電話予約は、市内の診療所や歯科医院、調剤薬局などが多く、多いところでは1日に五、六回の予約があります。お客様へのサービスの一環として、電話予約の代行を行っていただいております。利用者の方々だけでなく、さまざまな方が乗り合わせタクシーにかかわりを持っていただき、人と人、地域がつながり、皆様により親しまれる乗り合わせタクシーになっていると感じております。

また、アンケート調査につきましては、平成24年11月の試験運行より毎年利用者の皆様に実施しておりますが、今回御提案いただきましたように、利用者だけではなく、運行に御協力をいただいておりますサポートセンターにもアンケート調査を実施し、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。貴重な御提案をありがとうございました。

以上、答弁といたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 御提案を率直に受けとめていただきまして、ありがとうございます。

先ほど総務部長の答弁の中に、この「のり愛くん」について、「さまざまな方が乗り合わせタクシーを媒体としてかかわりを持っていただき、人と人、地域がつながり、皆様により親しまれる乗り合わせタクシーになってきたことと感じております」とありました。本当に私もそう思っております。これからも、安全運手、それから安全運行、そういったものに心がけて継続的な事業にしていきたいし、していただきたいとも思っております。

ありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時54分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 私は、一般質問4点を行います。

1点目は、市長の施政方針についてであります。

市長は、施政方針の中で、平成27年度は人口減少対策並びに地方創生を最重要課題として取り組むため、市民総参加の美濃市版の人口ビジョンと総合戦略を早期に策定する6つの戦略プロジェクトの取り組みと言われておりますが、その概要はどのようなものか、お尋ねいたします。

アベノミクスで、輸出大企業や多くの株を所有している大金持ちは大きな恩恵がありましたが、国民は消費税の増税や物価高で、生活は大変苦しくなっております。「景気の回復が実感できるのか」との問いに、多くの国民は「ノー」と回答をいたします。大金持ちと貧困層の格差はますます広がるものとなっております。

一方、地方は疲弊し、商店街はシャッター通りになっている市や町があちこちに存在しております。アベノミクスは何だったのだという批判や不満を打ち消すために打たれた手が、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の26年度国の補正予算であります。この予算を生かし、消費喚起が進み、地方が元気になり、ひいてはそれが人口増につながるようにと、どの市町村でも効果の出る事業をと必死であります。

そこで、美濃市はどのような戦略をとっていかれるのか、まず最初に市長にお尋ねをいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは塚田議員の、施政方針について、人口対策並びに地方創生を最重要課題として、市民総参加の美濃市版人口ビジョンと総合戦略を早期に策定する6つの戦略プロジェクトの取り組みはどのようなかについてお答えをいたします。

昨年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法では、市町村は、国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、総合戦略の策定に努めるものとしております。市町村の戦略策定に当たっては、人口の現状分析と将来展望を示した地方人口ビジョンを踏まえるとともに、国の総合戦略が定める基本項目の政策分野である、1つ目として地方における安定した雇用を創出する、2つ目が地方への新しい人の流れをつくる、3つ目が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目が時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの4項目にあわせて、今後5カ年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、PDCAサイクルにより事業を実施することとしています。

美濃市の地方版総合戦略の策定につきましては、産官学金労、これは産業、官公庁、学校、金融機関、労働界を含む市民の代表の皆様による（仮称）総合戦略策定会議を設置し、平成27年度上半期を目途に戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。国の4項目の政策分野に沿った基本目標の設定を進めるため、6つの戦略プロジェクトを総合戦略会議に提案し、協議をお願いしたいと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、戦略会議で十分な御議論をいただくこととなりますけれども、1つ目は美濃和紙伝承千年プロジェクトです。本美濃紙のユネスコ無形文化遺産への登録を契機に、手すき和紙技術の保存・伝承、本美濃紙の振興のみならず、地域資源を活用した新商品開発など、産業・観光・文化を含め、美濃市の活性化につながる事業を進めてまいります。

2つ目は、健康年齢向上5歳プロジェクトです。市民が笑顔で生きがいを持って、安全で安心して暮らすことができる時代に合った地域づくり、生涯を現役で活躍できる健康長寿社会の形成のため、健康体操、あるいは健診の充実などにより、健康年齢の5歳向上を目指す

ものであります。

3つ目は、子育て環境改革絆・夢プロジェクトです。若い世代が安心して子供を産み育てられ、結婚や子育てに希望が持てるまちづくりを推進するため、婚活支援、学童保育の充実など、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を総合的に実施してまいります。

4つ目は、自然環境回帰プロジェクトです。現在、長良川上中流域において、世界農業遺産認定への取り組みが進められています。清流長良川、板取川の清き水の流れと、豊かな日本の原風景的自然環境への回帰を図り、農業や観光業など、雇用機会の確保につながる地域の特性を生かした産業政策を進めます。

5つ目は、地域居住継続100年プロジェクトです。地域に根差して、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、空き家対策、縁側コミュニティー事業など、住む場所の確保や安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

6つ目は、地域活力発展・創造2020年プロジェクトであります。2020年には、東海環状自動車道が全線開通するなど交通アクセスの飛躍的な向上が見込まれます。この地の利を生かし、県や商工会議所、各関係業界と連携しながら新たな工業用地を確保するとともに、企業誘致や既存産業の付加価値を高めることなどにより、若い世代が安心して働くことができる魅力ある雇用の場を創出していきます。

この6つの戦略プロジェクトにより、国の総合戦略の4項目の基本目標を達成するため、市独自の地域資源の活用、政策立案等、市民参加により総合戦略の策定を進めることとし、既に国の補正予算に対応した地方創生先行型事業として、移住・定住事業や特産品開発事業など、一部については政策として実施計画書を国に提出しておりますが、これらも盛り込み、市民総参加の総合戦略策定を進め、美濃市の地域創生、人口対策を実施してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 再質問をしたいと思います。

私が今冒頭に問いましたのは、美濃市としての6つのプロジェクトの内容ということであり、要するに、今回、国の方針というのは、地方創生という大きな題目の中で、大きく言って、日本全体の人口減少対策を国も地方も総ぐるみでやっというのが大きく言って1つと、もう1つには、人口が東京に集中していると。それを地方にも分散させようということで、地方にとっては、地方が魅力のある都市にしていこうと、これが私は大きなプロジェクトの中身だというふうに思います。

そうなってくると、実は美濃市としても、第5次総合計画で人口の将来目標が掲げてあります。国もまた、美濃市においてこのくらいの人口目標を掲げよというふうになってくると思うんですが、そこら辺の整合性といいますか、美濃市の第5次総合計画と、国の示す人口ビジョンの整合性があるのかということをおっしゃるので、その点についてお願いします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 今回の国の総合戦略の策定につきましては、大きく国のほうで指示がなされておりまして、これを達成しないと国からの交付金等がいただけないということではありますが、これにつきましては地方版の戦略会議をつくって、そこで十分議論をして意思統一の中で進めると。こういったことを進めなさいというのが国の指示でございますので、我々としても、その指示に従って対応していくということになりますが、その政策の中身として、各市町村が独自性を持ってやると。ここが国からお金をたくさん取ってこられる仕掛けとしてできるかどうか、これが各自治体の知恵、知識にかかっているというふうに思っています。

これにつきましては、戦略会議の中で多くの皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますが、今御質問の市長の政策と5次総との連携は整合性があるのかという御質問でございますけれども、私の政策でありますのは「笑顔あふれる元気な美濃市」、第5次総の将来都市像と申しますのは「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」の実現と。今回の地方版の総合戦略は人口増対策と地域創生ということではありますが、いずれにしても、表現とか指標に少しは違いがありますが、目指す目標は地域の活性化、住み続けられる地域づくりということでございますので、表現は少し違いますが、目指す方向は同じでございますので、整合性は十分にとれているというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 市長は、今の私の質問に対して、目指す方向は同じであるので、整合性がとれていくだろうという話ではありますが、人口問題を考えるときに、皆さんと一緒に考えていかなければならない問題の一つには、今の若者の置かれている環境といたしますか、生活状況、それから結婚できるかどうかというようなことを考えますと、やはり今の若者の雇用状況が昔と比べて、昔は大体会社へ勤めれば生涯そこで勤められたんですが、最近是非正規といたしまして、そうではないという若者がたくさんおります。そういう状況の中で、結婚をしたくても、経済的に結婚ができないという若者がおると思います。そういう若者に対して、結婚できるような条件を整える、これがやっぱり私は政治の役目だと思います。

ですが、こういうことは地方ではなかなかできません。やはり国がそういうところにメスを入れて、誰でもが将来安心して結婚でき、そして子供を産み育てるというような社会をつくっていくということが僕は根本にあるというふうに思いますので、それは私の意見ではありますが、そういうことをまず申し上げておきます。

それでは次の質問に行きます。

次の質問は、2点目にありますごみ処理の有料化について質問をいたします。

ごみ問題は、私たちが生活していく上で避けて通れない問題であり、どの自治体でもごみ減量のための取り組みを行っております。ごみ問題は、出たごみをどう処理するかという考えでは根本的な解決にはならないこと、問題解決の根本はいかにごみを出さないようにする

かであり、そのための社会の仕組みをつくっていくことが求められていると私は思います。

私は、これまで議会で、ごみを減らすためには有料化でなく、減量にこそ力を入れるべきだと質問してまいりました。残念ながら美濃市は、有料化すればごみの量が減るとして、一昨年12月議会で負担の公平との理由からごみの有料化が決まり、昨年7月から実施しております。まだ実施してから8カ月ではありますが、ごみ袋が高いと私のところに苦情が来ております。

御承知のように、以前は、可燃ごみ袋大が1枚10円であったのが50円と5倍に、中が8円50銭のが30円と3倍に、不燃ごみ大が1枚16円が100円と6倍以上に、不燃ごみ中が13円が60円と4倍以上にそれぞれ引き上げられ、粗大ごみは無料が1個500円となりました。

ちなみに、関市の場合は美濃市のやり方とは違っておまして、可燃ごみの袋が1枚6円、不燃ごみの袋が10円で、年間の枚数は世帯数により異なっており、1人世帯が80枚、2人世帯が100枚、3人世帯が110枚、4人世帯が120枚と、世帯の人数がふえるたびに枚数も加算されるようになっております。ほとんどの世帯では、決められた枚数以内でおさまるようであります。決められた以上の袋が必要な方は、1枚300円と割高になっております。同じ中濃広域でも、関市は安いが美濃市は高くなっており、矛盾を感じておられる市民の方もあります。

そこで1点目は、市民の皆さんから、ごみ袋代について意見や苦情が市のほうに届いているのかいないのか、そのことについてまず質問をいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは塚田議員の一般質問の2点目、家庭ごみの有料化についての1つ目、有料化以降、市民からの問い合わせや苦情などがあつたかについてお答えをいたします。

家庭ごみ有料化の取り組みにつきましては、平成23年度から、関市、美濃市とも同一歩調で行う方針でまとめてまいりました。本市におきましては、1つ、ごみ減量とリサイクルの推進、2つ、ごみ問題への意識向上、3. ごみ処理費用の負担の公平化、4. ごみ処理費用の確保の観点から、平成25年6月に美濃市家庭ごみ有料化計画案の策定を行い、法定審議会でございます美濃市廃棄物減量等推進審議会への諮問、答申を受けまして、平成26年度から有料化を実施するとし、市政懇談会を初め各自治会や各種団体等の皆様に、ごみ処理の現状や家庭でできるごみの減量化、資源化に向けての説明会を行ってまいりました。市議会議員を初め市民の皆様の御理解により、昨年7月1日から家庭ごみの有料化をスタートさせました。なお、実質的な有料化は10月1日から実施しております。

この間、関市では、本市に先行し、家庭ごみの有料化に向け説明会等を行うなどし、平成25年9月議会にごみ有料化条例案を提出されましたが、否決をされ、現在の状況となっております。

ごみ収集量の実績としましては、駆け込み排出による影響もあると思いますが、旧ごみ袋と併用しました経過措置後の平成26年10月から本年1月までの前年度比較では、可燃物で

14.2%の減、不燃物で66.5%の減、粗大ごみで59.7%の減となっております。ごみ有料化から短期間ではありますが、これも市民の皆様の減量に対する御理解と御協力によるものだと考えております。

なお、議員御質問のごみ袋代についての意見や苦情につきましては届いておりませんが、粗大ごみの戸別収集につきましては大変喜ばれております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 今の答弁では、ごみ袋代金については意見や苦情などは市のほうには届いていないということですが、市民の中には、その不満はくすぶっておりますので、承知おきだけしておいてください。

それでは2点目として、市民生活は、消費税増税や物価高で生活はぎりぎりのところまで追い込まれているというふうには私は思います。少しでもごみ袋代金の引き下げを行う考えはないかということについて質問をいたします。

市は、負担の公平という論理を持ち出しまして、多くのごみを出す人は多く負担するのは当然だと言わんばかりです。市民の皆さんの協力を得て、減量にこそ私は努力すべきであるというふうに思っております。市民生活を本当に直視をしてもらいたいと思います。年金も毎年減らされて、ぎりぎりの生活です。市の裁量でできることは、できるだけ市民負担の軽減に努めるべきだと思いますがどうでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 塚田議員の質問の2つ目、市民生活は、消費税増税や物価高でぎりぎりのところまで追い込まれている。ごみ袋代金の引き下げを行う考えはないかについてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、1. ごみ減量とリサイクルの推進、2. ごみ問題への意識向上、3. ごみ処理費用の負担の公平化、4. ごみ処理費用の確保の4つの目標がおおむね達成されていることから、当分の間は現在の状況を維持したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 今の答弁では、引き下げるといような考えは今のところはないと、効果も出ているという答弁でありました。

先ほど言いましたように、美濃市は関市と比べましても、1枚の袋代は大幅に高くなっております。新年度予算でも、ごみ処理手数料が約4,600万円というような収入が見込んであります。今後、機会があるごとに引き下げの検討もお願いをしたいと思っております。

本来、私は、美濃市と関市は同じ中濃広域でごみ処理を行っております。そういう立場から考えると、ごみの手数料も本来は同一歩調をとる。関市に住んでおると安い、美濃市に住んでおると高いというのは、やっぱりちょっとはつきりしないということがありますので、

中濃広域の組合があると思います。そういうところで検討をしていただいて、同一の単価というものを将来は設定していただきたいと、このように要望しておきます。

次に、質問の3点目に移ります。

(仮称)池尻・笠神工業団地計画について質問をいたします。

池尻・笠神工業団地は、当初の基本構想による事業費が129億円以上と言われ、美濃市にとっては大型事業でございます。この計画の目的は、若年層の雇用の場の確保で人口減を食い止めることと、法人市民税の増収による自主財源の確保だと思っております。しかし、失敗すれば大きな借金が後々まで残り、弱小な美濃市では大きい荷物になります。だからこそ、景気判断や企業動向調査などを行い、慎重に進めていく必要を思い、何回も議会で質問をしてまいりました。また、財政的にも、過度の負担にならぬよう意見を申し上げてきました。市長も、施政方針の中で、今後は関市と共同で基本調査を進めると言われております。

私も、計画区域の地権者が多い大矢田地区に住んでいることから、先般、岐阜県土地開発公社、市の関係者と委託事業者が地権者の皆さんにボーリング調査のお願いの説明をされたところでございます。

そこで1点として、今日までの事業の進捗状況について伺います。よろしく申し上げます。

○議長(古田 豊君) 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長(高橋浩二君) ただいま御質問いただきました(仮称)池尻・笠神工業団地についての1点目、事業の進捗状況はどのようなかについてお答えいたします。

美濃市は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道が通り、また2020年には東海環状自動車道西回りルートが開通することにより広域ネットワークの結節点となり、交通アクセスの飛躍的な向上が見込まれ、企業進出の促進、新たな雇用機会の創出などの効果が期待されます。この地の利を生かし、新たな工業用地を確保するとともに、企業誘致や既存産業の付加価値を高めることなどにより、若い世代が安心して働くことのできる魅力ある雇用の場を創出することなど、地域の活性化を目指していく必要があります。

市では、平成18年より、岐阜県、関市、岐阜県土地開発公社で(仮称)池尻・笠神工業団地開発連絡調整会議を発足し、これまでに工業団地可能性調査を実施し、基本構想の策定、埋蔵文化財試掘調査、工業団地における工場用地需要調査、基本調査、地質調査を実施してきたところです。

また、最大の懸案事項であった農地の問題につきましては、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に推進し、農村地域での雇用拡大機会を増大するとともに、農業構造の改善を促進し、農業と工業等との均衡ある発展を図ることを目的とした農村地域工業導入実施計画、いわゆる農工計画が昨年認められたことにより、工業団地計画区域内の農地の農振除外及び農地転用が可能となり、工業団地開発区域が決定しましたので、現在、造成や道路などの設計を行い、事業費を算出するための基本設計及び地層の形態や構造を知るための地質調査を実施しており、本年6月末までに完了する予定です。

また、地質調査を実施するに当たり、2月2日に大矢田地区、2月4日に笠神地区で説明

会を開催し、関係者の皆様に御理解と御協力をお願いしたところです。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 今の答弁は了解をいたしました。

それでは2つ目として、県との財政負担の割合について質問をいたします。

御承知のように、美濃テクノパークは県営でつくられました。本体造成工事は、基本的に負担がなかったと記憶しております。今度は、県が財政が厳しいことを理由に、美濃市にも応分の負担を求めてきているのが現実であります。

この問題につきましても、前市長と議論を行ってまいりました。そのときに市長は、現在でははっきりしないと言いつつ、市の過度の負担にならぬよう県も考えてくれているのではないかというような答弁もされております。

この財政負担割合はどうなるのか、改めて質問をいたします。財政負担によっては、事業に乗れるか乗れないのかの分岐点になるような気がします。いかがでしょうか、お願いします。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 高橋浩二君。

○産業振興部長（高橋浩二君） 御質問の2点目、市の負担割合はどのようになるのかについてお答えいたします。

現在までに決定している負担割合は、環境アセスまでの業務を県が3分の2、両市が3分の1、関市と美濃市が造成後の平場面積割合で14%と86%をそれぞれ負担することとなっております。今後想定される経費としましては、主に文化財調査費、実施設計費、用地買収費、道路を含む造成費、上下水道整備費、取り付け道路整備費などが想定されております。

今後の負担割合につきましては、概算事業費等が確定する本年6月末以降、県、県土地開発公社、関市、美濃市との連絡調整会議の場で調整していくこととしておりますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 今の答弁では、7月以降にならないとわからないと。6月までにいろいろ調査をするということでございます。特に財政負担の問題は、これがどのくらいになるかということは、非常に美濃市にとっても大きな問題だと思います。私は、この問題について再三申し上げてきましたように、極力美濃市の負担が少なくなるように、特に市長は県とのパイプが非常に強い人だというふうに聞いておりますので、ぜひそこら辺の力を生かして、美濃市の負担が少なくなるように、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

それでは最後の質問ですが、4点目、学校の安全対策について質問をいたします。

学校は安全であるから、保護者も学校を信頼して子供さんを預けていらっしゃると思います。小学校の校庭には、子供たちが体育の時間や昼休み時間に遊べるようにジャングルジム、ブランコ、鉄棒などの遊具があり、毎日元気よく子供たちが利用しております。しかし、長

期間使用すれば、風雨に当たり腐食し、時には危険を見落とすことさえあります。そのため、市は毎年業者に点検を委託し、その結果をつかんでいると思います。

そこで1点として、点検はランクづけがあるようですが、どのように行われているのか、まず質問をいたします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 塚田議員の御質問の4点目、学校の安全対策についてお答えします。

御質問の1つ目は、小学校の遊具の点検はどのように行われているかでございます。

市内の5つの小学校の運動場には、それぞれ体育用用具や遊具が設置してあり、子供たちは体育の授業での利活用はもちろんのこと、休み時間や放課後に遊ぶのにも利用しています。それらを利用した際に、事故等が起きることのないよう、児童・生徒等が学校生活を安全に送るため、学校保健安全法で安全点検について定めています。そのため、美濃市では、各学校で学校安全計画を策定し、校舎内外の施設、設備の不備、異常の早期発見をし、事故災害を未然に防止できるよう、先生方による安全点検を日常実施しております。さらに、専門の業者に委託し、体育用具及び遊具保守点検業務を実施しています。

各小学校に設置してある遊具は、学校により特徴があり、同一ではありませんが、点検業務は一般社団法人日本公園施設業協会認定等の資格を有する経験豊富な公園施設製品整備技士によって行っています。点検業務は、劣化点検を年に1回、5月と、定期保守点検を年2回、11月及び2月に実施しております。劣化点検では、目視診断、触手診断、聴音診断、打音診断、揺動診断を行い、場合によっては肉厚の測定も行っております。定期保守点検は、打音診断した上で、悪い箇所の軽微な調整、応急処置を行うものです。

点検の結果は、A B C D Eの5段階で判定し、Aは異常なし、Bは軽微な劣化がある状態、Cは修繕が必要な劣化がある場合、Dは緊急修繕が必要な劣化がある状態、Eは使用禁止としています。この点検結果により、それぞれの状況に応じた対応をしているところでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 答弁は了解をいたしました。

それでは次に、2つ目には、その点検の結果、安全上危険な遊具は修理をきちっとされているのか、お尋ねをいたします。

先ほど、A B C Dという判定があるという話でありましたが、A判定以外は、全ての遊具は修繕したり、時には使用禁止にしなければなりません、昨年の点検結果はどうであったのか、質問をいたします。お願いします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 2つ目の安全上危険な遊具は修理、修繕されているかについてでございますが、平成26年度5月の小学校の劣化点検結果は、A判定が14基、B判定11基、C

判定42基、D判定6基、E判定4基となりました。B判定以下の遊具について、安全確保を図る上で支障があると認められたものは遅滞なく使用禁止にし、その後、軽微な修繕で済むものは、各学校で必要な修繕等の措置を講じて、事故の起きることのないよう、適切な対応をして利用できるようにしています。

平成26年度に対応した主なものでは、美濃小学校及び中有知小学校のサッカーゴールの修繕、藍見小学校ではうんていのさび取り、塗装などを行いました。また、新たに使用禁止とした遊具は、藍見小学校では上り棒、中有知小学校ではブランコです。修繕できないこのような遊具については、安全第一のため使用禁止とし、新年度予算等において適切な修理等の対応をしていきたいと考えております。

学校施設設備等の教育環境をよりよく保つため、今後もさらに安全面を確保するように、できる限り整備してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） それでは、今の答弁について再質問を行います。

これまでの小学校5校ですね、今美濃市は。その中の使用禁止にしている遊具は全体でどのくらいあるんですか、教えてください。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 小学校5校のうち、使用禁止にしている遊具はどれだけあるのかについてお答えします。

現在、使用禁止としているものは、美濃小及び中有知小学校のブランコ、藍見小学校の上り棒です。また、一部使用禁止としているものとして、大矢田小学校の上り棒3本を撤去しております。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 大矢田小学校の場合は撤去したということですが、あとは使用禁止にしてあるということですね。ということになると、子供たちや学校側にとっては、今まであった遊具が危険だから使用禁止にしてあると。使えないわけですね、現在。使用禁止ということは、やはりそれを危ないから撤去して、今度新しく備えつけるというのが教育委員会のやる仕事ではないんですか。そこら辺どうですか、お願いします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） ただいまの危険な遊具は撤去して、新たに備えつけるのが教育委員会としてやらなければならないことだと思うがどうかということでございますが、遊具は、子供の発達段階において教育活動の中で必要なものと考えており、学校での安全面の対策は当然なことであります。今後も、安心して利用でき、よりよい教育環境を保つため、限られた予算の中で優先順位をつけながら整備してまいりたいと考えておりますので、御理解賜り

ますよう、よろしく願い申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） ちょっと意見として申し上げておきます。

私もしょっちゅう教育委員会へ行きます。そういう中で言われるのが、予算がないと、少ないと。

例えば、前にこういうことがありました。中有知小の屋根の壁というんですか、屋根からタイルが落ちてくるんやね。そうすると、駐車場にとめてある先生の車に傷がつくというふうで、ちょっと下げて駐車してあるんですね。そこがなかなかやってもらえなんだ。そうしたら、この間行ったら新年度予算で対応しましたと。

それからもう1つ、また同じ中有知小学校ですが、手洗い場の屋根から落ちてくると。それもずうっとやっていなかったんですね。それも新年度に対応してあると。それはいいんですが、やはり教育関係は金は要ります、予算が要ります。ですから、教育のための予算を削るといようなことは当然だめですが、予算をふやしていく、要求があればやっぱりもっと予算をふやす。そういうふうで、すぐに対応できるようにしてもらうためにも、市長がもっと教育予算に目をあけてほしいと、こんなことを私は常々思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に従いまして、2点の一般質問をさせていただきます。

1点目は、市内小・中学校施設の非構造部材の耐震性についてであります。2点目は、市体育館耐震補強事業についてであります。

まず1点目の、市内小・中学校施設の非構造部材の耐震性について、教育次長にお尋ねいたします。

文部科学省では、学校施設の非構造部材の耐震ガイドブックというのをつくられております。その中身は、公立学校施設の耐震化事業について、国庫補助率をかき上げた措置で、平成27年度末まで延長するという法改正を行っております。この27年度は本年度であります。その27年度末までの早い時期に耐震化を完了させるという目標を打ち出しております。

そこで1点目ですが、市内の小・中学校施設の校舎の構造物としての耐震性は確保されていると思っておりますが、非構造部材であります窓や窓ガラス、外装材、内装材、設備機器などの耐震点検は既に済んでいるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 岡部議員の御質問の、市内小・中学校施設の非構造部材の耐震点検についてお答えします。

非構造部材とは、建物の天井、照明器具、窓、ガラス、外壁、内壁や設備機器、テレビな

どの備品類、収納棚などの家具類、ピアノ等があり、建物のデザインや居住性の向上などのため取り付けられたものや備品類を言います。当市における小・中学校の校舎、体育館等の建物については、全て耐震化が終了しております。

しかし、大規模地震が発生した場合には、建物が倒壊しなくても、建物内の落下物や転倒物、いわゆる非構造部材での被害から子供を守る必要があります。

そのため、文部科学省の示した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックの点検・対策マニュアルを用い、平成26年3月までに、全小・中学校で、各教室の管理責任者等により点検を行いました。その結果、ガラスの小さなひび割れ、戸棚の固定化がされていない、建物外壁のひび割れ、扉建具のふぐあい、つり下げブラウン管テレビ落下などの危険が課題として指摘されたところであります。

なお、専門的な知識を要する点検項目については、平成27年度に学校施設長寿命化計画策定を実施する中で、点検整備を含めた対応をしていきたいと考えております。

また一方、学校保健安全法第27条で規定されている学校施設整備等の安全点検については、各学校において毎月施設及び設備の点検を行っており、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項について実施しております。

[2 番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 非構造部材の耐震の対策としまして、具体的にはどのようなことを対策してこられたのか。そして、これからどのような対策の予定があるのかをお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 2つ目の、耐震対策についてお答えします。

先ほどの点検結果に対する対策として、簡単に実施できるガラスの取りかえ、家具の固定化や扉建具のふぐあい調整などの軽微な改修については、各学校において対応をしたところでございます。また、普通教室、特別教室用のつり下げブラウン管テレビについては、落下の危険を避けるため、小学校で46台、中学校では13台を撤去したところであります。

なお、テレビの撤去については、教育環境に影響のないように、平成26年度に各教室でパソコンから投影できるプロジェクターを整備いたしました。

また、建物壁面のひび割れ等の改修については、大きな工事を必要とするため、平成25、26年度には中有知小学校の体育館トイレ壁面改修工事、また同校校舎前の水洗い場改修工事、藍見小学校体育館のスクリーン修繕、美濃小学校南舎と北舎の間に取りつけてございますフェンスの取りかえ工事などを行いました。引き続き、新年度においては中有知小学校の壁面改修工事を行い、安全面と耐震対策のために整備をするところでございます。

今後も、学校における安全対策を図るため、危険箇所の把握に努め、ふぐあいな部分等が発生した場合につきましては、速やかに改善し、今後も最善の方法で取り組んでまいりたい

と考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 学校での安全においてですが、生徒たちにはしっかりとした安全学習と安全活動を丁寧に教育してもらって、先生方にはまことに申しわけないんですが、しっかりとした安全管理をお願いしたいと思っております。要望いたします。

2点目の体育館耐震事業について、教育次長にお尋ねいたします。

曾代の市の体育館は、市民の皆様がスポーツを楽しむ場であり、また産業祭などのイベント会場として多くの皆さんが利用しているところであります。

本年、市体育館の耐震補強として1,429万9,000円の新規事業の予算が組まれております。その耐震補強工事というのはどのようなものか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、体育館の耐震補強工事についてお答えします。

耐震補強工事は、震度6から7の地震でも倒壊や崩壊の危険性がないよう、構造耐震診断指標であるI s値を0.7以上にするための工事であります。

曾代にあります市の体育館は昭和47年建設で、昭和56年の新耐震基準制定以前の建物でありますので、今年度耐震診断を行い、一番弱い2階部分のI s値が0.22と基準の0.7を下回っていたため、補強工事としては、屋根の鉄骨小屋組みに鉄骨ブレスを44カ所、壁に鉄骨ブレスを6カ所に入れる補強工事を行います。この工事により、I s値が0.80と基準を上回り、倒壊や崩壊などの危険が回避できます。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 耐震補強として鉄骨ブレスを入れています、確かに体育館という建物自体は、構造的にいうと粘り強い建物だと思います。大きく揺れるという建物ですね。そういったところに鉄骨のブレスというのは、筋交い棒を44カ所入れていると。壁にも6カ所も入っているのですから、構造としては大変しっかりした構造になって、I s値も上がってくると思います。

それで2点目の質問ですが、その耐震化補強のほかに、今回保全や改修は施されたのでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 市体育館の保全、改修についてお答えします。

今年度は、傷やへこみのある床面全面を削り直し、再塗装するとともに、1階部分の開閉不良の窓をアルミサッシにかえ、網戸も取りつけました。また、来年度はトイレの一部洋式化と多目的トイレへの改修などバリアフリー化を行い、利用者の意見を取り入れて利便性を高めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

その耐震補強をやった体育館は、今後どれくらい使うことができるのでしょうか、お願いします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 耐震補強工事で、どの程度施設が長もちできるのかの質問についてお答えします。

市体育館は、昭和47年に建設され、築42年が経過しています。税法上の償却年数を準拠すれば、一般的には、準耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリートづくりの建物は、おおむね50年程度の耐用年数があるとされています。したがって、今後も適正な保守管理をしていけば、まだ10年程度使用できるものと考えております。

なお、耐震補強工事は施設を長もちさせる工事ではなく、地震の揺れに対し崩壊しないようにするための工事となります。先ほどもお答えしましたように、今回の補強工事ではI s値が0.8となり、基準値である0.7を超えることから、耐震強度の安全性を確保できるものと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

市の体育館は、これから適正な管理をしていけば、耐用年数を50年と考えますと、あと8年ぐらいは使用できるようだと思いますが、その8年後に新築、あるいは延命補強されるかわかりませんが、こういった場合、利用される市民の方、また高齢者の方や障がい者の方に十分配慮しました建物にしていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（古田 豊君） ただいま議題となっている議第1号から議第34号までの34案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、会期日程表に関係なく、総務産業建設常任委員会は3月16日及び17日の午前9時から、民生教育常任委員会は3月18日及び19日の午前9時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月22日までの9日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月22日までの9日

間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日は、これをもって散会いたします。

3月23日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時58分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月13日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 辻 文 男

署 名 議 員 庄 司 義 廣

平成27年3月23日

平成27年第1回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年 3 月 23 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成27年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成27年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成27年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成27年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第13 議第12号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第13号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第14号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第15号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第16号 平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第17号 平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第18号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第19号 平成26年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第20号 平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第21号 美濃和紙の日を定める条例について
- 第23 議第22号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 第25 議第24号 美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

- 第31 議第30号 美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
- 第32 議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第33号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第34号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第35までの各事件

(追加日程)

議第38号 美濃市教育長の任命について

市議第1号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

2番	岡部忠敏君	3番	辻文男君
4番	庄司義廣君	5番	古田豊君
6番	太田照彦君	7番	森福子君
8番	山口育男君	9番	佐藤好夫君
10番	岩原輝夫君	11番	日比野豊君
12番	野倉和郎君	13番	塚田歳春君

欠席議員（なし）

欠員（1名）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	市原英樹君
総務部長	堀部勉君	民生部長 (福祉事務所長)	古田和彦君
産業振興部長	高橋浩二君	建設部長	丸茂賢治君
会計管理者兼 会計課長	島田利克君	教育次長	古田俊彦君
美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田徳美君	産業振興部 参事兼産業課長	澤村佳史君
建設部参事兼 都市整備課長	宮木安喜君	建設部参事兼 土木課長	辻隆男君
参事兼秘書課長	林信一君	総務課長	澤村浩君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 一彦

議会事務局長 武井 誠

議会事務局主査
兼庶務係長 加藤 広安

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番 太田照彦君、7番 森福子君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第35 議第34号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第1号から日程第35、議第34号までの34案件を一括して
議題といたします。

これら34案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 庄司義廣君。

○総務産業建設常任委員会委員長（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時からと17日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 平成27年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成27年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成27年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 美濃和紙の日を定める条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 美濃市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の

結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 日比野豊君。

○民生教育常任委員会委員長（日比野 豊君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時からと19日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 平成27年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成27年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題

とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 平成26年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わ

ります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員として、今定例会に上程されました議第7号、議第27号、議第28号について、反対でありますので、以下、その理由を申し述べます。

まず議第27号 美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

廃棄物の埋立手数料については、これまで、ただし書きで1申請50キロ以内は無料でありましたが、昨年7月から一般家庭ごみを有料化したことから、負担の公平という理由で、埋立手数料を、10キログラムを108円、50キログラムを540円に有料化しようとするものであります。平成24年、25年度の実績を見ても、12件と6件です。なぜ、そんなに市民負担をふやすのか。金額の多寡を言っているわけではありません。市のそうした姿勢には納得できないことから、反対をするものでございます。

次に、議第28号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、平成27年度から29年度までの向こう3年間の第6期基本計画を策定するに当たり、介護給付費の見込み額や65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額を決定したもので、全ての所得階層において保険料が引き上げられております。

基準額は22.5%の引き上げで、年4万8,000円が5万8,800円と1万800円の引き上げになっており、全体の引き上げ率は14.3%から38.8%の引き上げです。担当課は、美濃市の基準額は県下でも低いと言われておりますが、基準額が年間1万円も引き上げられては大きな負担になります。高齢者の負担軽減のために、基金の活用や一般会計からの繰り入れをふやし、引き上げ率を抑えるべきであると考え、今回の条例改正に反対をいたします。

次に、議第7号 平成27年度美濃市介護保険特別会計予算についてであります。新年度の介護保険の予算は第6期計画で65歳以上の介護保険料が引き上げられており、それを前提にした予算措置であり、反対をするものであります。

その他の議案については一々申し上げませんが、全て賛成をするものであります。

以上、簡単であります。討論といたします。

○議長（古田 豊君） 次に、6番 太田照彦君。

○6番（太田照彦君） おはようございます。

私は、市政みらいを代表しまして、本定例会に付議されました全議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度は、第5次総合計画前期基本計画の最終年度であり、前期5年間の検証を進めるとともに、総合計画が目指す将来都市像の実現に向け、市民と協働したまちづくりを進める上で大変重要な年であります。

国においては、昨年の衆議院の解散・総選挙の結果を受けて、引き続きアベノミクスの経済対策とともに、地方創生や人口減少対策が最重要課題とされ、その取り組みが進められています。一方、地方財政を取り巻く環境は、地方交付税が削減をされる中、税収が伸び悩む一方で社会保障費は年々増加しており、極めて厳しいものがあります。

こうした中、未来に向けて市民の最大の幸福と明るい希望の持てる「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を推進していくために、市民と行政、議会が一丸となって地方創生と人口減少問題に取り組んでいく必要があります。

とりわけ市政、あるいは新年度予算に対し、市民の暮らしに直結する福祉、健康、教育、防災等に対する市民の皆さんの期待は高いものがあります。

美濃市の新年度の予算規模は、対前年度比で一般会計が2.5%の増、特別会計等を含めた全体では9.9%の増となっております。美濃病院事業会計が、外来棟及び健診棟の増築工事により68.5%の増となりましたが、一般会計は厳しい財政状況の中にあって、堅実かつ現実的な予算であると考えております。

また、国の地方創生による平成26年度の補正予算とあわせて、予算の重点を本美濃紙を生かした地方創生元年予算としており、新たな事業や拡充事業が盛り込まれ、将来に希望が持てるバランスのとれた内容となっております、大いに評価ができるものであります。

市民の暮らしの支援としましては、結婚支援事業を初め、小・中学校等における給食費の支援、高校生までの入院医療費無料化などの継続に加え、新規に子育て環境支援事業を実施するほか、高齢者世帯への弁当購入の助成、交流の場を開設する縁側コミュニティー推進事業の拡充など、結婚支援や子育て環境、高齢者の生活支援を充実させる施策が盛り込まれております。

また、美濃病院の外来棟及び健診棟の増築工事による医療サービスの充実や、防災拠点である市庁舎等の非常用蓄電システムの整備などにより地域防災力を強化するほか、地域消費喚起・生活支援型事業として、市内で使用可能な地域活性化プレミアム付商品券の発行により、消費拡大と地域の活性化を図るとしております。

教育環境の充実としては、小・中学校の少人数学習指導等の充実のほか、学校施設の長寿命化計画の策定など教育環境の向上や、文化会館の屋根防水工事、市体育館の耐震補強工事などの文化体育施設の整備が盛り込まれております。

また、終戦70年を迎えて、戦争体験談を小・中学生へ伝える平和記念事業は、平和教育を進める上で大変意義のある施策であります。

社会資本整備の推進では、岐阜・美濃線の4車線化など県道整備の促進や、社会資本道路整備、橋梁長寿命化修繕などの道路・橋梁の整備のほか、公共下水道左岸浄化センターの汚泥脱水施設を増設するなど、将来に向けたインフラ整備が盛り込まれています。

元気な美濃市づくりとしては、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした美濃和紙伝承千年プロジェクトの推進として、本美濃紙の家整備や本美濃紙無形文化遺産伝承事業補助金の新設などの各種事業が盛り込まれるほか、「美濃和紙の日」の制定や本美濃紙後継

者育成基金の創設などにより、本美濃紙の保存伝承のみならず、産業・観光・文化を含め、美濃市の活性化につながるものとして大変期待するものであります。

また、（仮称）池尻・笠神工業団地の開発に向けて基本調査が進められるほか、（仮称）市民わくわくふれあいセンターについては、早期の事業化に向けて検討委員会を設置し、基本計画が策定されます。

このほか、地方創生の先行型事業として、特産品開発事業や移住・定住事業など新たな施策を実施するとともに、市民総参加による美濃市版の総合戦略を早期に策定するなど、地方創生元年にふさわしい予算となり、大いに評価するものであります。

非常に厳しい財政状況にある中、今後も徹底的な行財政改革を進めるとともに、予算の選択と集中により、市民が健全で安全・安心して暮らせ、地域の活性化につながる施策を展開させることを望むものであります。

最後に、今議会の一般質問において、今後の地方創生の取り組みに対し要望、意見を申し上げておりますが、市政全般にわたり広く市民の声を聞きながら、市民のニーズに応え、市民が健康で安全・安心な生活が営めるよう、所要な施策が推進されるようお願い申し上げまして、市政みらいを代表としての賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手多数であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第11号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第11号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（古田 豊君） 举手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に、議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手多数であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手多数であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（古田 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第38号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第38号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 議第38号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第38号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

議第38号 美濃市教育長の任命について、提案の説明を申し上げます。

赤スタンプ6、追加議案集の1ページをごらんください。

去る平成27年1月27日、前教育長 藤川久男さんが急逝されました。これによりまして、現在、美濃市の教育長は不在となっております。

そのため、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部を改正する法律に基づきまして、空席となっております教育長の任命をいたしたく、同改正地方教育行政法の第4条第1項の規定に基づいて、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、きょう現在、この改正地方教育行政法は施行前ではありますが、同法附則第3条により新教育長の任命に関する経過措置が設けられており、新教育長の任命のための必要な行為については、施行日の前においても行うことができると規定をしているところにより、行うものであります。

美濃市教育委員会の教育長に任命をする樋口宜直氏は、住所が美濃市3999番地7、年齢は昭和30年12月9日生まれの満59歳です。

改正地方教育行政法第4条第1項では、「教育長は、当該公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」と規定しております。

樋口氏は、現在、美濃市立美濃中学校で校長先生を務められております。平成21年4月、郡上市立三城小学校長、平成23年4月、美濃市立中有知小学校長、平成26年4月から現在の美濃中学校長を歴任されるなど、長年にわたり教員として教育分野で活躍されており、さらに教育分野のみならず広く社会の実情に精通され、児童・生徒はもとより、保護者や市民の信望も厚い方で、そのため、美濃市教育委員会の教育長として適任の方と存じますので、教育長の候補者として推薦いたしたく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第38号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（古田 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 市議第1号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第1号について、4番 庄司義廣君。

○4番（庄司義廣君） それでは、ただいま追加上程されました、市議第1号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

お配りいたしました追加の議案集の1ページと、同じく説明資料の1ページの概要及び2ページの新旧対照表もあわせてごらんください。

今回の改正は、教育委員長と教育長を一本化し、新たな責任者として新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて地方自治法が一部改正されたため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、第18条の条例で、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたとき、出席しなければならない者のうち、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改め、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改めるものであります。

施行期日は、平成27年4月1日とするものであります。

議案の説明は以上で終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時02分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり決定いた
しました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、会
議規則第6条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議はありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉
会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田 豊君） これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第1回美濃市議会定例会を
閉会いたします。

閉会 午前11時04分

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 平成27年第1回美濃市議会定例会が閉会されるに当たり、一言御挨拶
を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成27年度一般会計予算を初めとする39件の議案につ

きまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討し、市政に反映するよう努力する所存でございます。

なお、空席となっておりました教育長に樋口宜直さんの選任について御同意を賜り、ありがとうございました。本年4月から施行される教育委員会制度改革に伴い、新教育長として御活躍を願うもので、互いに連携を図りながら迅速かつ適切な教育行政を進めてまいりたいと存じます。

また、本日議決いただきました新年度予算、平成26年度補正予算並びに地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業である地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型事業につきましては、全額を新年度に繰り越し、平成27年度一般会計予算と一体的に執行に当たることとしています。

厳しい財政状況の中ではありますが、特に市民生活に直結する重要な事業や市税増収へつながる実効性のある施策を優先的かつ積極的に展開をしていくとともに、徹底した行財政改革を推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

昨年は、市制施行60周年を迎えるとともに、本美濃紙が日本の手すき和紙技術としてユネスコ無形文化遺産に登録決定されるなど、美濃市を広く全国にPRする絶好の機会に恵まれました。27年度は、こうした機会を的確に捉え、本美濃紙を生かした地方創生元年として美濃市の活性化へつなげ、次の10年後、20年後のさらなる飛躍に向けて新たな一步を踏み出し、未来に向けて市民の最大の幸福と明るい希望の持てる「笑顔あふれる元気な美濃市」を目指して、職員とともに全力を挙げて取り組んでまいります。

最後になりましたが、日差しにも春が感じられ、梅の花は満開を迎え、桜の開花の便りも届くころとなりました。

議員各位におかれましては、来月には任期満了を迎えられることとなります。今期をもって引退される議員の皆様には、市政発展と市民の福祉向上のために格別の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。今後は、大所高所から市政を見守りいただくとともに、健康には十分留意され、過ごされますことを心よりお祈り申し上げます。

また、4月の統一地方選挙に立候補を予定されている皆様には、当選の栄を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできることを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 本定例会には、平成27年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。閉会といたします。

本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 3月23日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

署 名 議 員 森 福 子

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成27年度美濃市一般会計予算	原案可決
議 第 4 号	平成27年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	平成27年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 10号	平成27年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 11号	平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議 第 14号	平成26年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 15号	平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 16号	平成26年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 20号	平成26年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 21号	美濃和紙の日を定める条例について	原案可決
議 第 22号	美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 23号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について	原案可決
議 第 24号	美濃市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について	原案可決
議 第 25号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 31号	美濃市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 32号	美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 33号	美濃市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 3 4 号	市道路線の認定について	原案可決
-----------	-------------	------

平成27年3月18日

総務産業建設常任委員会委員長 庄 司 義 廣

美濃市議会議長 古 田 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	平成27年度美濃市一般会計予算	原案可決
議 第 2 号	平成27年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議 第 3 号	平成27年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	平成27年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 8 号	平成27年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成27年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 1 1 号	平成26年度美濃市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議 第 1 2 号	平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 1 3 号	平成26年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 1 7 号	平成26年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 1 8 号	平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 1 9 号	平成26年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 2 6 号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 2 7 号	美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 2 8 号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 2 9 号	美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	原案可決
議 第 3 0 号	美濃市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について	原案可決

平成27年3月19日

民生教育常任委員会委員長 日比野 豊

美濃市議会議長 古 田 豊 様